

# 中世後期における 山城国上久世荘の家族と人口

西 谷 正 浩\*  
高 島 正 憲\*\*

## はじめに

本稿は、中世後期の山城国乙訓郡上久世荘（上久世村）を主たるフィールドに、民衆家族の居住形態と村の人口を考察したモノグラフである\*1。

人口の動態や家族構造の解明は、その社会をより深く理解するカギになる。徳川時代を中心とした歴史人口学の豊かな成果は、このことを見事に証明した（斎藤 1985, 速水 1997, 鬼頭 2000 など）。しかし中世の場合には、民衆の家族構造を探るための史料は乏しく、さらに人口動態を明示するような史料にいたっては、皆無といわざるをえない。もちろん、こうした隘路をかきわけて、日本中世の人口問題を果敢に論じた先駆的な業績も存在するが（Farris 2006）、その結論については疑問なしとしない。歴史人口学的なアプローチは、中世社会論にとっても確かに有効である。中世史料によってそれを実行するのは困難を極めるが、さまざまな方面から糸口を探っていく努力を放棄すべきではない。本稿は初歩的ではあるが、そうした試みの一つと理解されたい。

さて、ここでいう家族の居住形態とは、結婚した夫婦がどこに住居を構えるかという問題である。多くの社会を見渡すと、社会ごとに一定の傾向や慣習が

---

\* 福岡大学人文学部教授

\*\*一橋大学経済研究所科学研究費研究員

抽出できるという。ただし、家族の居住形態は「その社会に内在する家族の理念につながるもので、家族構造と密接な関係にある」が、血縁関係のように不変のものではなく、家族の経済状況をはじめ、現実的な諸条件の影響をこうむりやすいという傾向がみられる（中根1987, pp.93-102）。さらに、社会構造の長期的な変動にともなって、社会の基礎集団である家族の構造も変化をとげた。一般的にいうと、日本の近世社会は、「家（イエ）」とよばれる、世代を超えて存続する制度体を単位として構成された。この日本の伝統的家族（直系家族）は、嗣子単独相続制を基本構造としてもち、居住形態では、嗣子の核家族と親夫婦が同居して一つの家族をなすところに特徴がある。

かつては、日本には、こうした直系家族形態の「家」が超時代的に存在すると考えられてきたが、近年では、かかる見方は否定され、「家」の成立過程は歴史的に論じるのが常套となった（吉田1983）。では、家父長制の「家」（家父長制家族）もしくは嫡子単独相続制の「家」はどの段階で出現したのか。

成立過程の経路的説明（理論）には諸説があるが、支配階層の場合には、貴族層を皮切りに、14世紀以降にそれが一般化するという理解（事実認識）が定着している（高橋1996、西谷2006、第3編、など）。他方、庶民の「家」については、代表的な学説に限定しても、院政期に中世的な「家」の成立を説く見解（飯沼2004など）、戦国期に永続的な「家」の確立をみる見解（坂田1994・2011）、近世段階にそれをみる近世史研究者の見解（渡辺2004など）など、さまざまな議論があって定説をえない状況にある\*2。

史料に恵まれた上流階層の場合には、居住形態にかんしても検討が進んでいる。日本中世では、貴族や鎌倉幕府執権の北条氏や室町将軍家などの上級武士層において、親子2世代夫婦不同居の原則\*3が根強く存続したことが明らかにされている（後藤2002・2014、菅原2007、高橋2014aなど）。中世後期に経済的事情から、貴族たちが一家で複数の邸宅を維持するのが難しくなると、同一敷地内で親夫婦と息子家族が別棟に住むタイプの共住形態が広まった。さらに嫡子

単独相続制が定着した戦国時代になっても、親と同じ敷地に住む跡継ぎの子夫婦が、わざわざ別棟を設けて食事を別々にする風習が存在したのは、伝統的な不同居の慣習を満たすためであろう。近世以降支配的となる日本の家族制度（直系家族）では、階級差を超えて、直系家族は理想的な家族形態とみなされ、同じ棟内の夫婦2世代の同居を忌避しなくなるが、中世後期には、家族構造が直系家族の方向に進んでいたにもかかわらず、2世代の夫婦はそれぞれ独立した世帯を営むべき、という観念が根強く生き続けていたのである。

一方、中世民衆の居住形態については、具体的状況を直截に示す史料を欠くために、なかなか実態が判然としない（高橋 2014ab）。中世では、犯罪の断罪にかんする活動を検断といい、犯罪関係者の住宅を検断し、その出入口を封鎖することを検封（検符）と称した。検断・検封の関係史料のなかには、断片的だが、民衆の家族関係が時に現れてくる。本稿では、おもに検断史料の分析を通じて、その居住の実態を探っていききたい。

本稿は、以下の順序で論を進める。第1章では、考察の舞台となる「上久世荘」の概要を紹介する。第2章では、民衆の居住形態を考える手がかりになる事例を列挙する。つづく第3・4章では、前章のデータにもとづいて民衆家族の居住形態を考察するとともに、その家族構造や農家経営のあり方についても言及したい。さらに第5章では、豊かな研究蓄積をもつ徳川時代の歴史人口学の成果を援用して、15世紀中葉における上久世荘の人口推計を試みる。終章は、全体のまとめにあてるとともに、若干の問題提起をしよう。

## 1 上久世荘の概要

中世後期には、村落（惣荘）が成長をとげて、いわゆる荘園とともに地域社会を構成する基本的な要素となった（西谷 2011）。この村落は「惣荘・荘・郷・村・里」ともよばれた。ここで表題に掲げた上久世荘とは、上久世村（惣荘）を意味する。

中世には、上久世荘のある桂川右岸一帯を西岡<sup>にしのおか</sup>といった。東寺領上久世荘の荘域は村域と重なり、地頭職をもつ東寺が上久世村を一円的に支配した（上鳥1970）。しかし西岡では、こうしたケースはむしろ希であって、諸荘園の荘地が複雑に入り組み、一つの地域（惣荘）に複数の領主が存在するほうが一般的である。やや極端な例だが、上久世荘の隣村・下久世荘には、東寺を筆頭に30以上の領主が存在した。このような散在入組的な領有関係のもとで、おそらく村落（惣荘）の成長に対応してであろう、小規模な荘園の領主（<sup>入組</sup>「いれくみの本所」）とは別に、各地域の主要な領主が惣荘を知行する特別な存在（<sup>惣</sup>「そう庄御もち」の領主=惣荘領主）とみなされるようになった。上久世荘の惣荘領主はもちろん東寺であるが、下久世荘の場合には、東寺と徳大寺家<sup>とくだいじ</sup>がその立場にあった。

上久世荘の領域はおおよそ東西12町・南北6町で、総面積が約72町である。建武3（1336）年7月、足利尊氏が東寺鎮守八幡宮に久世上下荘の地頭職を寄進した。東寺の上久世支配の出発点となる、暦応4（1341）年2月29日「上久世荘田地実検目録案」（東百レ35）によると、総耕地面積623反50歩で、うち田地547反100歩、畠地65反310歩と、水田が全耕地の9割弱をしめた。田地からえられる年貢米（定米）は226石余（本所升）。寺社敷地・屋敷地や道・溝などを除けば、すでに鎌倉末期までに、耕作可能な土地はほぼ開発されていたとみられる。別稿（西谷2015）において、15世紀前期ごろの上久世荘の水田稲作の生産力を1163石余（本所升）と推計した。本所升1163石余は、明治8（1875）年の度量衡取締条例が定めた「現升」1升（64.827立方寸）に換算すると、780石余となる。また数値は示せないが、水田では裏作の麦を広汎に栽培したとみられる。

さて、次に上久世荘の家数を記載した史料を掲げる。

(a) 暦応4（1341）年2月29日「上久世田地実検目録案」（東百レ35）には、「在家式拾参宇 敷地壺町漆段分」とある。(b) 康正2（1456）年6月27日

「久世上下荘造内裏棟別錢請取」（東百な 185）には、上久世荘・下久世荘をあわせて「棟数」195 とあり、棟別 100 文で合計 19 貫 500 文を幕府に納めた\*4。 (c) 「鎮守八幡宮供僧評定引付」長祿 3（1459）年 7 月 24 日・8 月 12 日条（東百ね 1）によると、「御所造作料」（常御所新造料）として棟別錢が 1 家別 120 文が課されたさいに、上久世荘と下久世荘で、それぞれの「家数」43 軒分と 39 軒分を室町幕府奉行入清和泉方に納めた、と「地下」（惣荘）が報告している。

(a) の「在家」23 字は、荘内にある家の総数ではなく、敷地付きの家（屋敷地所有者）の軒数と判断される。(b)・(c) は近い時期の幕府からの賦課だが、軒数が大きく異なる。(b) は領主の東寺が調査して取り立てたが、(c) では、幕府奉行が直接荘家に人を入れて実施したという。(c) の催促のさいには、奉行は先例となる (b) の棟別錢請取を入手できておらず、惣荘が奉行方とうまく交渉して賦課軒数の大幅な引き下げに成功したのだろう。とすると、実数に近いのは、(b) の「棟数」195 のほうであって、この数値が家数の下限とできる。これに (c) の家数の比率をあてはめれば、上久世荘の家数は 102 軒をえる。課税対象であるから竈を備えた一人前の家ということになるが、1450 年代ごろの上久世荘の家数は、おおよそ 100 軒超と推定される。

ちなみに、「京羽二重織留」（元禄 2 年刊）は、上久世村は、東西 12 町・南北 6 町、家数 95 軒（うち寺 2 所）、石高 914 石 7 斗 8 升とする。また「京都府地誌」（明治 14-17 年に作成）には、戸数 120 戸（うち寄留 1 戸・社 1 戸・寺 3 戸）、人口が男 303 人、女 315 人、総計 618 人（外に寄留 6 人）とある\*5。

## 2 居住形態にかんするデータの提示

ここでは、中世民衆の居住形態を考える手がかりになるデータを時代順に列挙する（検断事件でない事例も含む）。上久世荘・下久世荘の事例に加えて、同じ西岡にある東寺領山城国上野荘の事例もあげた。まずは、久世荘の事例から掲げよう。

〔事例①〕東百ワ 43、「鎮守八幡宮供僧評定引付」正長元（1428）年 7 月 13 日条。

5 月下旬、上久世荘で鉄錐が紛失し、地下の検断で四郎三郎が犯人と判明した。6 月晦日、この知らせをうけた供僧方は、上使を遣わして「彼屋并親家」に検封を加え、家具を注進させた。四郎三郎と親は別居である。とくに「盗人屋」はそのまま放置すべきではないとの意見があり、翌日再び上使を送って家屋を破却させた。ことが夜陰におよびそうなので、寺家への資財の搬入は、百姓を催して先に葺板 5 荷を運ばせ、残りはその夜上使らが持ち帰った。闕所屋から生じた収益は、鎮守八幡宮供僧方奉行の得分とされた。

なお、家と屋の用語法に留意したい。利倉道秀は年貢未進で住居を差し押さえられたが、その後、「屋并家共等可返付利倉入道」（同前正長 2 年 5 月 28 日条）とみえる。ここでは、屋は建物、家は敷地の意であろう。一般に、家と屋はともに家屋を表す同義語であるが、とくに対比して使い分ける場合には、建物のみをさす屋にたいして、家は敷地や敷地付きの建物を表すとみられる。

〔事例②〕東百ワ 48、「鎮守八幡宮供僧評定引付」永享 6（1434）年 2 月 6 日条。

一、下久世荘喧嘩間事

今月四日於<sub>二</sub>下久世荘<sub>一</sub>、下司息与<sup>左衛門次郎</sup>地下人太郎三郎弟源四郎当座及<sub>二</sub>口論<sub>一</sub>、兩人共落命了。仍太郎三郎并源四郎、其外女人二人太郎三郎姉并ヲハ等迄屋宅四間分寺家へ壞取了。

2 月 4 日の講の寄合で、下久世荘下司大江清綱の子左衛門次郎と地下人の太郎三郎・源四郎兄弟が口論となり、左衛門次郎と源四郎が差し違えて落命した。そこで源四郎と兄太郎三郎・姉・祖母（ヲバ）の屋宅 4 軒を壊し取ったという。事件後、兄弟の父右衛門四郎は、しばらく逐電したが、東寺宝蔵院の口入により還住をはたした（同前 4 月 23 日条）。上の記事には、父の屋宅の記載がみえないが、右衛門四郎は事件後、「<sup>（後訴）</sup>こうそのため、<sup>（講）</sup>かうの座<sup>（敷）</sup>しきより家へも帰

らす」といっており、兄弟とは別に住居を構えていた（永享6年4月25日「右衛門四郎起請文」〈東百を130〉）。犯科人の姉や祖母の家が検断されているのに、父親の家が見逃されたとは考え難いから、おそらく右衛門四郎が老母と同居し、彼が逐電したために、ここでは祖母の家と記されたのだろう。

刃傷沙汰に及んだ息子たちは、「わかき者<sup>(若)</sup>にて候間、しやうたいなき事あるへく候」（東百を130）といわれるように、血気盛んな若者だったらしい。死亡した源四郎は、名主（地主）の千代原の観音寺から田地2反半の作職を請け負うとともに、同地の年毛を売買（収穫の先物売り）したことが知られる（西谷2006, p.321）。源四郎は親から独立して農業経営をおこなっていたとみられる。

〔事例③〕東百ワ 49、「鎮守八幡宮供僧評定引付」永享6（1434）年9月2日条。

3月ごろ上久世荘で火事があり、家が2、3軒焼けた。火元の兵衛九郎については、作毛を収公し、身柄を召し籠め、本人と母の家を闕所とするように決定した。兵衛九郎と母は別居している。なお、兵衛九郎は来年の蔵王堂の祭礼の頭役であった。惣荘はこれを理由に供僧中に赦免を嘆願し、特別に罪を赦された（同前9月25・29日条）。

〔事例④〕東百ワ 50、「鎮守八幡宮供僧評定引付」永享7（1435）年9月22・26・晦日条。

上久世の次郎三郎と兵衛の下人が喧嘩に及び、守護使が荘家に入部し逗留する事態となった。領主の供僧方は「罪科人屋」をともに検封し、主人の兵庫には過怠（過料）を課した。下人のほうは瀕死の重傷だったらしく、もし死亡したら、次郎三郎の屋は早々に壊すように取り決められた。なお、兵衛の過怠は特別に免ぜられ、また下人屋も1貫文を支払って検封が解かれることになった。主人兵衛と下人は別居している。

〔事例⑤〕東百ワ 51、「鎮守八幡宮供僧評定引付」永享9（1437）年4月25日条。

上久世荘の沙汰人和田道浄が、臨終にあたって住宅の奥屋を建仁寺住僧の子息に譲与し、禅僧止住の僧庵とするように遺言した。奥屋とは、敷地内に設けた、主屋と別棟の建物であろう。しかし領主の供僧方は、「於寺領禅院造立事、為始終不可然」として、これを許さなかった。そこで翌年、道浄の「遺跡」与五郎は、奥屋を小庵に仕立てて、ここに後家（与五郎老母）と「子僧」（与五郎子息）を同居させ、後家を比丘尼にして亡父の菩提を弔うために念仏をあげさせたいと願いでた（「鎮守八幡宮供僧評定引付」永享10年2月27日条〈東百ワ53〉。永享10年2月29日「和田与五郎請文」〈東百を152〉）。この申し出に供僧たちは、後家の一期を条件に許可した。

〔事例⑥〕東百ワ70、「鎮守八幡宮供僧評定引付」宝徳4（1452）年10月15日条。

上久世荘の利倉氏の下人六郎五郎と九郎五郎が、桂荘で死罪に処せられた。死人2人の家が検封された。主人と下人は別居している。

〔事例⑦〕東百る62、「鎮守八幡宮供僧評定引付」康正2（1456）年12月6日・29日条。

地下分の年寄道賢の子弥五郎と利倉式部（貞光）の下人が博奕の質物のことで口論になり、両人の屋が検封された（年始が近いので赦免された）。父道賢と弥五郎は別居とみられる。

〔事例⑧〕東百ル212、「鎮守八幡宮供僧評定引付」寛正5（1464）年3月6・10日条。

下久世荘公文久世弘成の弟与五郎が、喧嘩で大慈庵\*6 同宿の奕侍者を殺害し、逐電した。弟と「同家」していたので、公文の在所が検封された。ちなみに、兄弟の父久世頼弘は文安5（1448）年10月4日に入滅しており（「鎮守八幡宮供僧評定引付」文安5年12月2日条〈東百ワ66〉）、与五郎の年齢は少なくとも16歳以上ということになる。

〔事例⑨〕東百ね9、「鎮守八幡宮供僧評定引付」文正元（1466）年7月9



**日条。**

上久世荘で7月8日夜、早稲を穂首刈りした盗人と五郎が、その場で地下人に討ち果たされた。翌朝、地下の注進をうけて与五郎家を検符した。与五郎と親兵衛三郎は別居とみられる。検封された与五郎の屋は蔵王堂の敷地に建てられていた（同前7月18日条）。

〔事例⑩〕東百ね 24、「鎮守八幡宮供僧評定引付」文明16（1484）年9月15・20日条。

上久世荘の華蔵庵敷地に借住していた左衛門五郎夫婦と子の3人が、何者かに殺害された。左衛門五郎は下久世荘の職事であったが、悪党なので地下を追放されたという\*7。彼を敷地内に住ませたことを、供僧中から咎められた花蔵庵住持は、悪党だから逆恨みされるのが怖いので仕方なく貸したと答えている。

〔事例⑪〕東百ね 26、「鎮守八幡宮供僧評定引付」長享元（1487）年9月15・20日条。

久世荘の公事銭催促に遣わされた使いが宿所にした次郎太郎の家で、腰刀が盗まれた。宮仕太郎次郎が犯人とわかり、その家が検断された（「廿一口方評定引付」長享元年7月28日条〈東百ち25〉）。太郎次郎は東寺寺辺の御所前新屋敷の住人であるが（「鎮守八幡宮供僧評定引付」文明9年12月24日条〈東百ね20〉）、あわせて紹介したい。長享元年7月29日「太郎次郎闕所家代注文」（東百ち141）には、家代600文、後屋代100文で、闕所家代の合計700文とある。敷地内に、主屋に加えて後屋が建てられていた。

なお、長享2年10月17年に田中在家で火事が起こり、火元が太郎次郎の家と判明した。罪科で地下を追放されたのに、許しもなく立ち返っていた。家の焼け跡で焼銭2貫文余がみつかり、東寺公文所に収納された（「廿一口方評定引付」長享2年10月17日条〈東百け44〉）。太郎次郎は地下分の者とみられるが、それなりの財力を蓄えていたらしい。また、賭博の胴元らしき人物として「上総

法橋下人太郎次郎」がみえるが、同一人物であろうか（「廿一口方評定引付」文明17年8月19日条〈東百け39〉）。

〔事例⑫〕東百ね27、「鎮守八幡宮供僧評定引付」長享2（1488）年10月12日条。

上久世荘の百姓兵部が逐電し、家が検封された。屋敷地は地侍和田氏の知行分だったので、屋敷は差し置かれ、屋のみが闕所にされた。

〔事例⑬〕東百ね28、「鎮守八幡宮供僧評定引付」延徳2（1489）年4月23日条。

4月16日、下久世荘公文久世弘成が供僧方にこう注進してきた。5、6年前に地下で盗みが連続しておきた。「強聞」（告文）により地侍新氏の下人が犯人と判明したので、下人を生涯し、手引きをした公文下女は疵をつけて追放したが、御百姓の小五郎が女を家中に引き入れ扶持をしている。言語道断の乱吹である、と。翌17日小五郎の家を検封したところ、地侍の岡氏がでてきて、小五郎は自分が名を懸けた者で、大慈庵の被官であるから、ご容赦を願いたいとしきりに詫言をするので、科料1貫文を課して検封を解いた（同前5月6日条）。なお、先年の下人検断の件は寺家に報告されていなかった。これを咎めると、公文は「無住屋者」（住屋なき者）なので注進しなかったと答え、詫言を入れた。

以上、久世荘の事例をみてきた。つづいて、上野荘の事例を付加しよう。

〔事例⑭〕東百ム44、「学衆方評定引付」貞治6（1367）年7月3・4日条。

上野荘の百姓行円の子息与平次主従が田草取りにいき、些細なことから口論となり与平次が下人を殺し、逐電した。与平次の住宅は検断対象として取り壊されたが、父行円は科料2100文を支払うことで検封を免れた。「依<sub>レ</sub>当座口論、犯<sub>レ</sub>殺害者、子之過必不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>懸<sub>レ</sub>其父<sub>レ</sub>歟」という慣習法による。闕所された与平次の家は、本来なら寺家に搬入するところだが、「散々小屋」なので、地下の希望を入れて地藏堂の修理料に寄進された。

〔事例⑮〕東百や71、応永32  
(1425)年5月18日「上野荘行泉等  
連署請文」。

上野荘の百姓兵衛次郎が、本所への不法を問われて住宅を検封された。表1には、検封された兵衛次郎の家具を掲げた。牛や武具を所有し、村人では中層以上の豊かさともみられる。

表1 兵衛二郎の資財（応永32年）

|          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 食料       | 乾菜、芋茎30連、粉1<br>豆俵1、粟俵1、味噌桶1 |
| 家畜       | 牛1疋                         |
| 農具<br>工具 | 春白1、杵3、磨白1<br>犁1、馬鍬1、鍬1、鉞1  |
| 什器       | 釜2、鍋大小3<br>結桶大小4、金輪1        |
| 武具       | 槍2枝、弓1張、的矢1                 |
| その他      | 藁30ばかり                      |

『教王護国寺文書』1109号文書

兵衛次郎には4人の兄弟（右衛門太郎・右衛門次郎・右衛門三郎・右衛門四郎）がいた（西谷2011）。兄弟は別居し、それぞれ独立した農業経営をおこなっていたとみられる。

〔事例⑯〕東百く23、「廿一口方評定引付」長禄4（1460）年5月19日条。

上野荘の三郎二郎の子がエンドウを盗み取り、親の家が検封された（その後赦免された）。また別件であるが、宮仕彦三郎が同居する子の罪科によって家が検封されている（「鎮守八幡宮供僧評定引付」長禄2年9月18日条〈東百ワ74〉）。「依其科同家仕間、彦三郎屋為寺務方被檢符了」とあるように、同居する親族の罪科は屋主に及んだ。

〔事例⑰〕東百く24、「廿一口方評定引付」寛正2（1461）年正月22日条。

千代原荘（桂中荘）内の東寺領上野荘散在地でおこった事件である。喧嘩の末、西弥四郎が太郎九郎・孫九郎兄弟を殺害して逐電し、領主の東寺が3名の住屋を検封した。太郎九郎・孫九郎兄弟は別居している。西弥四郎は、政所執事伊勢氏の「西岡御被官」高島安貞<sup>かせるもの</sup>\*8の被官（倅者）であった（正月22日「高島安貞書状」〈東百カ174〉。正月25日「高島安貞書状」〈東百カ175〉）。闕所住宅を表4に掲げた（4.2に掲載）。西の家では、領主東寺のほか、惣荘領主の宝寿院（天竜寺塔頭）、守護方や西の主人高島安貞らが検断権を行使しようとして複雑な状況となった。葛野郡代藪田の手の者7人が押し入り、茶碗・鉄器等を持ち去っ

ていった（「廿一口方評定引付」寛正2年2月1日条〈東百く24〉）。

さて、本章ではデータを掲げてきた。一般に中世後期の村落には、<sup>ひら</sup>平の百姓（地下分）とともに侍身分の者（殿原）が住んでいた。上久世荘では、地下分は全人口の約80%をしめた（西谷2006, pp.313-14）。第3章では、荘民（村人）家族の居住形態を明らかにするとともに、侍分の家を例にとって村落上流階層の相続を考察する。そして第4章では、村人の多数派をしめる地下分の生活世界に踏み込んでいこう。

### 3 家族世帯の居住形態と相続

#### 3.1 核家族世帯と同敷地複世帯家族

長禄3年の土一揆のさい、15歳以上の者に起請文への署名が命じられたように、中世社会では、男子は15歳で一人前とみなされ（黒田1986）、成人儀式である烏帽子着（加冠）の儀式をへて、名を幼名から成人名に改めた（飯沼1991）。つまり、前章の事例①の四郎三郎をはじめ、<sup>けみょう</sup>仮名を名乗る者たちは、成人男子ということになる。彼らの同居人にかんする情報は乏しいが、一般論としては、事例⑩のように妻子の存在を想定してよいだろう。

社会学者の森岡清美は、家族形成のパターンにもとづいて、家族の形態を3つの類型に分類した（森岡1993, 第2章）。結婚によって成立する夫婦を中心とし、どの既婚子とも同居しない夫婦家族（conjugal family）、1人の既婚子が跡継ぎとして親夫婦と同居する直系家族（stem family）、複数の既婚子が親と同居して多人数の家族をつくる拡大家族（compound family）である。なお、夫婦家族は小家族・核家族と同じで、夫婦一代ごとの家族形成を原則とするが、配偶者を亡くした片親が子の家族と一緒に住むのは珍しくない（中根1988, pp.94-95）。

居住形態にかんしてとくに注目されるのは、事例②である。右衛門四郎には男女3人の子がいたが、いずれも親とは独立して住居を構えていた。また成人

の子の場合、親と別居している事例（①②③⑦⑨⑭）は複数確認できたが、明確な同居の実例は検出できない。親子同居の事例（⑩⑯）は、子は成人前の少年であった可能性がたかい。兄弟の「同家」は、下久世荘公文にかんする事例⑧が唯一のケースであって、一般的には兄弟は不同居と判断してよい<sup>\*9</sup>。以上からすると、山城国西岡地域の村落では、おそらく男子も女子も生家をでて家族を形成する慣習が存在し、村の家族世帯は大部分が核家族（夫婦家族）によって構成されていたと考えられる。

さらに、事例②では、親子が経営を別にしていた。中世社会では、「子年貢逐電之時者、於其分者以屋可補敷。往古大法也」（「鎮守八幡宮供僧評定引付」永享6年2月6日条〈東百ワ48〉）とあって、子が逐電した場合、その未進年貢は親に負担させずに、子の家を売却した収益で補填するのが、社会慣習（大法）として定着していた<sup>\*10</sup>。かかる大法が成立したのは、それぞれ世帯をもつ親子が独立した家庭経済を営む状況が、一般的に存在していたからだと考えられる。

一方、事例⑤⑪は、同敷地内に主屋と後屋（後家）が並存する同敷地複世帯制家族である。このように隠居が後屋を建てて住む風習は、中世後期の畿内近国ではかなり広がっていたらしい。菅浦文書に、家屋の形状や持ち主ごとに棟別銭の負担額を細かく規定した、「就棟別条々」<sup>\*11</sup>という年未詳の文書があり、ここに「一、後家可為惣並事」なる一条がみえる。従来は、この史料を菅浦の村法とし、「後家」を寡婦と解釈することが多かったが、田中克行が「条々」が戦国大名浅井氏の法令で、「後家」が隠居屋であることを明らかにした（田中克行1998）。戦国大名の法であれば、領国における「後家」、つまり別棟隠居慣行の広汎な展開が想定できる。また「後家」は、「本家」と同等な「惣並」の負担を課された（久留島1989）。親世帯（隠居世帯）と子世帯がそれぞれ独立の経営を維持するケースが、一般的だと認識していたゆえと考えられる。なお、隠居というと、公的生活からの退隱をイメージするところだが、近代の民俗事例によると、必ずしもそうとは限らない（土田1973）。なかには壯

年隠居のような制度もあって、家長権は相変わらずインキョの親が握り続け、ホンヤの当主（跡継ぎ）は名目的な代表にすぎないケースもあった。

上久世荘では、自身の屋敷地を所有しない世帯が半数以上をしめた<sup>\*12</sup> (4.2)。つまり同敷地内の複世帯制は、村のなかでは、侍層などを中心とした、比較的上層に属する人々の居住形態とみてよいだろう。事例⑤では、奥屋が亡父の菩提を弔うために僧庵とされた。上久世荘の侍分和田氏のケースである。菅浦をはじめ中世後期の村落では、村の有力者層の隠居別棟が、しばしばその家の「氏寺」（同名寺庵）に発展したことが指摘されてきた（坂本 2014 など）。上久世荘にも地侍の寺庵が複数存在しており、当面の僧庵もそうした道筋をたどった可能性がたかい。

また同敷地内の複数世帯家族には、親子 2 世代が 1 世帯をなす、典型的な直系家族に発展していく、もう一つのより重要な道筋があった。はじめにで紹介した戦国期貴族の家族形態（単独相続制・同敷地内別棟居住）は、直系制家族に一步手前の段階といえるが（同棟居住ならば完全な直系家族世帯となる）、見方をかえると、中世社会においては、それぞれの夫婦は自分たちの独立した家（世帯）をもつべきという慣習が深く根を張っていたことも同時に示している。おそらく中世の段階では、この規範を完全に乗り越えるにはいたらなかったとみられる。

中世後期の同敷地複世帯家族の住まい方を示す興味深い史料に、久留島典子が注目した（久留島 2012, p.94）、本願寺証如上人が書き残した一件がある（「天文日記」天文 5 年 4 月 26 日条）。石山寺内町の町人衛門四郎の「跡職」をめぐる娘婿又四郎と叔父たち（衛門四郎の弟）の争いで、それぞれが故人からの贈与を主張したが、娘と夫婦円満ならば又四郎に跡を譲るとした衛門四郎の譲状にもとづいて娘婿側の勝訴とされた。衛門四郎の生前に、重病の父親から譲りをうけた娘夫婦は、「跡職」を継ぐべく父の家の主屋に移り住んだが、その後父親が持ち直したので、父親が主屋に戻り、夫婦は奥に「座敷」<sup>\*13</sup>を建てて住ん

でいたという。庶民の同敷地複世帯制家族でも、親夫婦と遺跡相続人夫婦の同敷地内における同居と、世代交代による主屋と従屋（後屋）の住み替えがなされたことがわかる<sup>\*14</sup>。直系継承規範はまだ発展途上の段階にあるが、こうしたタイプの同敷地複世帯制家族は、<sup>フレ</sup>前直系家族世帯と位置づけてもよいだろう。

### 3.2 村落上流階層の相続と経営

中世後期村落には、人口の多数をしめる核家族世帯とともに、直系家族的傾向を帯びた同敷地複世帯制家族が、侍分などの村落上流上層を中心に存在した。ただし、当時の夫婦は複数の子供をもつほうが一般的だから、上流階層でも同屋敷複世帯家族だけではなく、核家族世帯の家も少なくなかっただろう。

表2は、(1)永正元(1504)年12月26日「上久世荘指出」(教王2254号)、(2)永正4(1507)年「上久世荘散用帳」(東百の50)、(3)永正6(1509)年12月27日「上久世荘他所名主分年貢算用状」(東百を412)から抜きだして作成した(上島1970, pp.469-82, 田中倫子1979)。この当時、上久世荘は本所東寺が支配する「本役地」と武家管領下の「分米地」に分断されていた。(2)は荘全体の帳簿だが、(1)(3)が本役地分のみなので(かつ脱落がある)、(2)も本役地分に限って掲げ、右端(4)に本役地・分米地の合計を示した((2)と(4)は同じ史料である)。中世において土地帳簿の名請人の立場は、百姓職や作職とよばれ、一義的には対領主の貢納義務者としてよいが、また土地にたいして何らかの権利を有した(西谷2006, pp.364-69)。地侍などの有力百姓は、自家労働力を超える多くの経営地を抱え、自らの手に余る分を中小百姓らに請作させた。上久世荘の場合、規模の大きな経営では、自作分の比率は小さく、外部委託(小作人の請作経営)的な経営が主力とみてよい。

図1として、上久世荘の侍分、利倉氏と和田氏の推定系図を掲げる。古文書などに現れた断片的な情報をつなげて作成したので限界は否めないが<sup>\*15</sup>、これと表2を用いて地侍の家の相続と経営について考えてみたい。

表 2 永正元年・永正 4 年・永正 6 年本役地の変遷（利倉氏と和田氏）

| (1)永正元年指出 |          | (2)永正 4 年散用帳 |        | (3)永正 6 年他所名<br>主分散用状 |        | (4)永正 4 年散用帳<br>本役地・分米地<br>合計面積 |
|-----------|----------|--------------|--------|-----------------------|--------|---------------------------------|
| 名請人       | 面 積      | 名請人          | 面 積    | 名請人                   | 面 積    |                                 |
| 利倉忠俊（昌玄）  | 39.270   | 01 西方分       | 76.090 |                       |        | 92.030                          |
| 利倉安俊      | 26.000   |              |        | 利倉安俊                  | 65.270 |                                 |
| 利倉三郎五郎    | 1.000    | 04 利倉三郎五郎    | 0.000  |                       |        | 23.120                          |
| 利倉弘盛*     | 4.000    | 20 利倉弘盛      | 3.000  |                       |        | 8.300                           |
| 利倉貞盛*     | 5.000    | 21 利倉貞盛      | 5.000  |                       |        | 8.120                           |
| 利倉俊盛*     | 2.000    | 23 利倉俊盛      | 0.000  | 利倉俊盛                  | 1.000  | 8.060                           |
| 利倉安弘*     | 5.000    | 15 利倉安弘      | 8.060  | 利倉安弘                  | 5.000  | 10.060                          |
| 利倉光盛      | 1.120    |              |        |                       |        |                                 |
| 利倉鶴丸      | 1.000    |              |        |                       |        |                                 |
| 和田光俊      | 14.240   | 02 和田光俊      | 12.240 |                       |        | 39.180                          |
| 和田貞次*     | 11.030   |              |        |                       |        |                                 |
| 和田光長*     | ( 5.030) | 08 和田光長      | 7.030  |                       |        | 14.270                          |
| 和田光貞*     | 6.120    | 17 和田光貞      | 5.120  |                       |        | 9.060                           |
| 和田光実*     | 2.000    | 47 和田光実      | 2.000  |                       |        | 2.120                           |
| 和田行貞*     | 0.180    | 49 和田行貞      | 0.180  |                       |        | 2.060                           |

注）・(3)に空欄が多いのは、記載されたデータが少ないことによる。  
 ・(2)の欄の名請人の前に付した番号は、表 7（巻末）の名請人の番号と対応する。  
 ・\*は文亀 2 年 9 月 22 日「上久世莊諸侍連署申状」（東百を 401）の署判者。

（ア）の利倉忠俊と安俊は親子と推測した。(1)永正元年指出では、親子がそれぞれの名請地をもつが、(3)永正 6 年散用状では、両方とも安俊分となる（(1)の合計と一致する）。安俊が父の分を相続したのだろう。(1)で別個に指出をだしたのは、親子の経営がそれぞれ独立していたからだと考えられる。

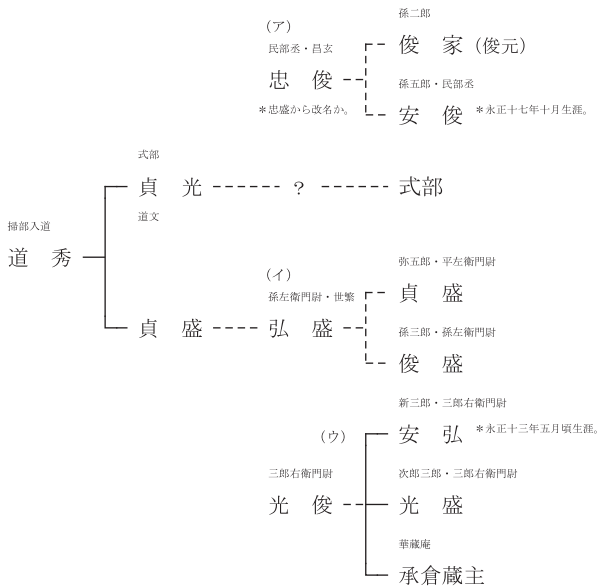
（イ）の利倉弘盛と貞盛・俊盛は親子と推測した。(4)永正 4 年散用帳では、親・兄弟がほぼ均等に 8 反余の名請地を所持している。それぞれ独立的な経営とみられる。

（ウ）の利倉安弘は、光盛と華蔵庵の承倉蔵主の兄<sup>\*16</sup>（承倉と鶴丸の関係は不明）。(1)永正元年指出では、3 人の名請地が記載されているが、(2)永正 4 年散用帳では、兄安弘の名請地しかみえない。3 人分を一括し、安弘分として記



### 図1 推定系図

[利倉氏]



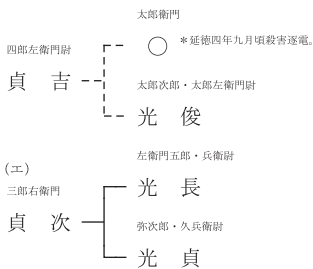
[和田氏]

浄賢 — 道成 — 与五郎

#### 【注記】

- ①利倉貞光 弥九郎・式部・道文  
道秀子(『久我家文書』174号〈永享3.3.2〉)。  
貞光と道文は花押が同じ(教王1341号/東百を236)。  
式部にかわり道文が登場(教王1645号)。
- ②利倉貞盛 孫三郎・三郎左衛門尉  
利倉次男(東百ワ56、「鎮守八幡宮供僧評定引付」永享13.6.23条)  
孫三郎と貞盛は花押が同じ(東百ひ64-1/東百を163)。
- ③和田与五郎  
道成遺跡(東百を152〈永享10.2.29〉)。  
浄賢は与五郎祖父(東百エ172-3〈文安6.1.12〉)。

\*兵衛尉は史料表記のママとした。



載したのではないか。なお、当面のケースや事例⑤のように、侍分の家の兄弟に僧侶が頻繁に現れることには留意したい（とくに禅宗系が目につく）。子弟を僧侶にする目的の一つは家族の供養にあったが、そのほかに主要な相続人の人数を限定する意図も含むとみられる。村の有力者の家が優位な立場を超代的に維持していくには、相続人に相応の財産を継承させる必要があった。

(エ)の和田貞次は屋敷地を分割して光長・光貞<sup>\*17</sup>に譲っているので（文明16年4月5日「東寺宝輪院納所玄増敷地売券」〈「革鳴家文書」75号〉）、彼らを親子・兄弟と判断した。光長が兄、光貞が弟だろう。(1)永正元年指出では、父貞次と弟光貞は独立して記載されているが、兄光長の方は「和田<sup>(貞次)</sup>三郎衛門方内 同<sup>(光長)</sup>左衛門五郎方」とあって、父の分に内包されたような書式になっている。(2)永正4年散用帳では、父貞次の分が消え、兄弟の持ち分に若干変動がみられる。永正3年ごろ、貞次は出家して道浄と名を改めた（永正3年12月6日「上久世庄寒川宗光等連署年貢公事銭等請文」〈東百ミ168〉）。出家を機に所持分を処分したのだろう。(4)永正4年段階の名請地は、兄14反余、弟9反余で、兄のほうが大きい。

図1では、(ア)の孫次郎俊家（俊元）を忠俊の子と推測したが、これについてはやや根拠が弱い<sup>\*18</sup>。彼は荘内にかなり大きな所持地を有したはずだが<sup>\*19</sup>、永正4年散用帳には名前がみえない。享禄2（1529）年ごろ、柳本賢治が利倉俊元を闕所に処し、富家宗継に「上久世荘内利倉孫次郎一類并寺庵等跡職」を充行った（9月10日「富家宗継書状」〈東百つ7-7〉）。表3は、「利倉孫次郎抱分下地本役」<sup>\*20</sup>の内訳を記した公文寒川家光の注進状から、本人・妻（内方）・大宝庵の分を抜粋して作成した（天文2年10月11日「上久世荘公文寒河家

表3 利倉俊元（俊家）抱分

|      | 下地面積                   | 本役米     |
|------|------------------------|---------|
| 本人分  | 反 <sup>※</sup> 34.330* | 石14.376 |
| 内方分  | 5.000                  | 1.711   |
| 大宝庵分 | 20.120                 | 7.357   |

\*の町数は虫喰いで不明。上久世荘の本年貢は平均約4斗なので、本年貢量から3町と推測した。  
抱分合計/面積：75反270歩  
本役米：31.491石

光注進状案」〈東百ぬ 97〉。「同名寺庵」の大宝庵は独自に年貢を納めており、利倉俊元家とは独立した経営とみてよい。また、妻の所持地 5 反も俊元の名請地に内包されていたが、「女房作之分」とあって、実際には妻自身が経営していたらしい（年未詳「上久世荘利倉孫次郎跡職并同名寺庵等本役分未進注文」〈東百キ 169〉）。フロイスの『ヨーロッパ文化と日本文化』（岩波文庫, p.48）に「ヨーロッパでは財産は夫婦の間で共有である。日本では各人が自分の分を所有している。時には妻が夫に高利で貸付ける」という著名な一節があるが、村の上流層でもそうした夫婦独立的な経営がありえたことがわかる<sup>\*21</sup>。

以上のように、上久世荘の侍層にとって 16 世紀前期とは、分割相続と分家の時代であったといえる。ここでは、親の生前（現役）段階ですでに財産を分割譲与し、（親も含めて）各人が独立的に経営をおこなう状況がみられた。中世後期における農業生産力の向上と請負経営の拡大が、こうした相続・経営形態が実行できた前提と考えられる（西谷 2015）。ただし被相続人の処分は、必ずしも諸子を平等に遇するものではなく、選定相続人を優遇する傾向があった（選定相続人は 1 人とは限らない）。

中世の事例で同族の内部関係がもっともよくわかるのは、坂田聡が論じた丹波国山国荘であろう（坂田 1997, pp.134-83）。明確な本末の序列（本家・分家）が存在する近世同族団と異なり、ここでは、中世に分立した家々が同格か、それに近い関係にあったという<sup>\*22</sup>。文亀 2（1502）年、上久世荘では、利倉俊家が下司職を所望し、それを阻止するべく侍衆の申状がだされた（文亀 2 年 9 月 22 日「上久世荘諸侍連署申状」〈東百を 401〉）。ここに登場する人物に\*を付した（表 2-（1））。諸侍たちが、所持地の大小や親子・兄弟の区別なく署判している（利倉忠俊・安俊や和田光俊の名がないのは俊家と近い関係だったからだろうか？）。諸侍の同族の家々は、経済力の差異を超えて、基本的にフラットな関係にあったとみてよいのではないか。

## 4 地下百姓の世界

### 4.1 下人の居住形態

中世において「下人・所従」という言葉は、特定の身分を意味するのではなく、個々の従属的な関係を表す概念として幅広く用いられ、不自由民のみならず、百姓や侍身分の者であっても、誰かの従属下に入ればその者の「下人・所従・中間」とよばれた。事例④⑥⑦では、下人が住屋を所有し、主人とは別居していた（下人の自宅所有を示す事例は多いので、本稿では取捨選択した）。事例⑬の新氏の下人は「住屋なき者」といわれるが、後述するように、おそらく自身の住家を所持した。やはり主人の屋敷地内に住む下人もいただろうが<sup>\*23</sup>、西岡地方の村落では、下人たちは自宅居住が一般的であったとみてよい。

中世後期畿内村落の耕地について関係者を模式的に示せば、「領主—地主—作人—下作人」と表せる（西谷 2006, pp.455-57）。地侍などの有力百姓層は、おもに地主や作人（中間請負人）の立場にたち、村内耕地の大半を掌握していたが、さらに彼らは、その土地の多くを小作人（下作人）に請け負わせた。耕作を委託された小作人は「<sup>つくりこ</sup>作子」と称された。

東寺職掌の与三次郎が、傍輩から東寺寺官乗観の下人になったと訴えられ、両人が寺家にだした請文がある<sup>\*24</sup>。ここで2人は、与三次郎は乗観の「<sup>(分)</sup>つくり子のふん」になっただけだから、「職掌与三次郎事、耕作仕候はんするか為に朝夕をわけ候。更々中間にめしつかふ事なくて候」と弁明した。つまり、作子が自立的な耕作請負人をさすのにたいして、下人のほうは、主従契約を結び、主人から扶持をうける見返りに、昼夜の区別なく召し使われる——奉公する——存在だといえる。もとより、下人が主家の農業経営にとってまったく無意味だというつもりはないが、ここでは、主人が下人に期待するところが、おもに農業以外の諸事に存したことは明らかであろう。また、百姓が誰かの被官や下人となったからといって、彼が百姓の地位を失うわけではない。百姓たちのなかには、生活上の選択として被官化の道をとる者もあったのである<sup>\*25</sup>。

## 4.2 住居の形態と規模

村人の住居（住宅）の形態や規模は多様である。住居の所有関係にもとづいて主体別に分類すると、①領主・荘官の城<sup>\*26</sup>を頂点に、②屋敷地所有者、③借地人（家屋のみ所有する者）、④借屋人、⑤「住屋なき者」、⑥寄宿人<sup>\*27</sup>などに区分できる。ここでは、上久世荘における一般住民の住まい方であった、②～⑤に焦点をあてて論を進めよう。

屋敷地所有者の例として、事例⑰から作成した表4を掲げる。3名は千代原村の住人で、太郎九郎と孫九郎は兄弟である。住宅が検封された寛正2（1461）年当時には、西岡の村々は集村化をとげてすでに久しい。地侍西弥四郎と兄太郎九郎の屋敷には畠が付属するが（寛正2年5月15日「次郎四郎上野荘田地等年貢請文案」〈東百セ50〉）、弟孫九郎にはない。屋敷地の面積は、西宅のほうが兄弟よりもかなり大きい。孫九郎の家（8坪）は一見狭く感じられるところだが、中世の建物は総じて小さいので、だいたいこれが平均クラスの規模といえる（伊藤1958, pp.129-30）。発掘事例からみて、2～4坪の一室、土座敷の狭小住宅も少なくない。西弥四郎家（20坪）や孫九郎家（17.5坪）は村人のものとしては、かなり上位の部類に属する。

では、村人のなかで屋敷地所有者はどれ程いたのか。第1章でみたように、暦応4（1341）年段階の屋敷地所有者は23戸、敷地総面積17反であった。当時の荘民名請人は35名を数える（暦応4年2月29日「上久世実検取帳」〈東百ケ28〉）。また、康正2（1456）年段階の課税対象の棟数を100軒超程と推定した。これより年代が降るが、永正4（1507）年段階の荘民名請人数は、寺庵を含めて66件あった（永正4年5月日「上久世荘散用帳」〈東百の50〉）。名請

表4 千代原（上野荘散在地）の關所住宅

|      | 家屋                     | 屋敷地              | 畠                |
|------|------------------------|------------------|------------------|
| 西弥四郎 | 4×5 <sup>〃</sup> (20坪) | 8×6 <sup>丈</sup> | 6×5 <sup>丈</sup> |
| 太郎九郎 | 3.5×5 (17.5坪)          | 2×5              | 3×3.5            |
| 孫九郎  | 2×4 (8坪)               | 2×4              |                  |

〔出典〕  
 東百う15、寛正2年正月19日「上野荘内検封屋注文」。  
 東百チ125、寛正2年5月6日「上野荘内千代原西跡以下進進状」。

人は住民の全てではないから数字にそくした議論はできないが、室町期に村の人口は増加した可能性がたかい。また、おそらく屋敷地を分割するかたちで（たとえば3.2の(エ)など）、屋敷地所有者数も増えたであろう。もとより推測の域をでないが、15世紀中葉ごろについていうと、屋敷地所有者と借地人の人数は、同じくらいか、後者がやや多い程度とみて大過ないと思う。

事例⑨⑩⑫には借地人が登場する。⑨の犯人の屋は、惣堂の蔵王堂敷地にあり、⑩では、禅院の華蔵庵<sup>\*28</sup>敷地に家を建てて家族で暮らしていた。⑫のほうは、地侍和田氏の屋敷地を借りていた。このように借地人は、寺庵や屋敷地所有者の敷地の一角に借住したが、畠地に建てることもあったらしい<sup>\*29</sup>。なお、南都七大寺の一つ、薬師寺の辺りでは、郷民・下部らが寺内や坊舎の敷地に家を建てて住み着くことがしばしばあって、それへの諸公事の賦課が問題となり、「家ヲ作り火ヲタク」つまり竈のある家の場合には、今在家並みに徴収するように取り決められた（「公文所要録」永禄6年2月18日条）。敷地面積に余裕のある寺社の敷地は、借地人の恰好の住み処となっていた。

借屋人にかんしては、「十七日迷人借屋之屋主之物失墜天訖」（「鎮守八幡宮供僧評定引付」正長2年8月1日条〈東百ワ44〉）とみえるのが、久世荘の関係史料では唯一の事例である。検出できた事例は少ないが、その存在自体はけして珍しくはなかったと考えている。

つづいて、事例⑬に登場する「住屋なき者」であるが、これは文字通りに「住み処をもたない者」を意味するわけではなかった。薬師寺領六条郷の堂前で左衛門九郎と孫三郎が口論から刃傷沙汰におよんだが、両名は「住屋なし」ということで、身は罪科に処せられたが、住宅検断（放火）のほうはまぬがれた。だが、史料は以下のように続く（「中下臈検断之引付」天文24年6月4日条）。

孫三郎男住屋無之。松石云者住屋之端令借屋了。設雖住屋之端ト、クトヨ居儀在之者、先例在之間、其借屋之分放火可有之由、評定在之テ、（以下略）。

本屋に棟を寄せかけて作った建物を角屋つのやという（小学館・日本国語大辞典，伊藤 1958，p.146）。孫三郎が松石の住屋の端に「借屋」した住居とは、本屋に寄せかけて作った別棟のことで、角屋のたぐいであろう。こうした住屋端の建物が、「クト（竈）」を据えていれば「借屋の分」を検断するが、竈がない場合には「住屋なし」とみなして住宅検断（放火）を免除する、という慣習が存在した。また、一軒家でも「クト以下モ無<sub>レ</sub>之少屋」（「中下臈検断之引付」天文 8 年 9 月晦日条）や「屋根をむかれた家」（「同前」天正 12 年正月 14 日条）、「ワラヤ（藁屋）」（『大乘院寺社雜事記』長祿元年 11 月 24 日条）などは、住宅検断をまぬがれた（田中稔 1974，清田 1983，村岡 1988，勝俣 2011）。つまり、「住屋なき者」とは、〈竈を備えないような貧弱な家屋に住む者〉を意味し、借地人・借屋人の一部と重複する存在であったとみられる。薬師寺の検断記録には「住屋なき者」が散見される。諸公事の対象にならない粗末な家とその住人が、少なからず存在した室町・戦国期の社会状況がうかがえる<sup>\*30</sup>。

さて、村人のさまざまな住居の形態をみてきたが、さらに、家屋の規模感を少し変わったかたちで体感してみたい。古代・中世社会では、犯罪は穢れを発生させると考えられたので、犯罪穢を取り除くために、犯罪者の居住・滞在した建物は抹消すべきとする通念が存在し、犯罪者の住宅は焼却されることが多かった。しかし中世後期になると、かかる観念が希薄化するにともない、事例①のように、犯人宅を解体して部材を売ってえた得分を検断権者のあいだで配分するといった対応が通常化した（勝俣 2011，清水 2015）。表 5 は、破却された家屋の処分価格（部材価格）がわかる事例を一覧表にしたものである。

⑫の地侍三原氏のケースをみよう。作職を預けていた百姓 3 人が逐電したために年貢未進が生じ、補填のために家を壊して売却した<sup>\*31</sup>。代価は 7 貫文。住宅の規模は「西 3 間・奥 4 間」である（時期が降る史料だが、同程度と推測した）。中世の柱間寸法には地域差があったが、京都府下では 2.4 間はが主流という（宮本 1999）。ちなみに、15 世紀に遡るとされる、現存最古の民家、兵庫県神戸市

表5 破却された家屋の価格

| 被検封者・売価  | 典 拠   |
|--|---|
| 01 兵衛九郎・屋 1500 文<br>家具白 1 代 150 文・<br>障子骨 1 間 100 文    | 東百 25、「鎮守八幡宮評定引付」応永 16 年 12 月 26 日条   |
| 02 三原氏・7000 文<br>*西 3 間・奥 4 間                          | 東百ワ 46、「鎮守八幡宮評定引付」永享 4 年 6 月 21 日条<br>東百を 255、文明 10 年 11 月 8 日「利倉忠俊等連署地子請文」 |
| 03 与三・5000 文   | 東百ワ 50、「鎮守八幡宮評定引付」永享 8 年 2 月 20 日条  |
| 04 藤七・6300 文   | 東百ワ 51、「鎮守八幡宮評定引付」永享 8 年 12 月 21 日条   |
| 05 六郎五郎（利倉下人）<br>・200 文                                | 東百ワ 70、「鎮守八幡宮評定引付」宝徳 4 年 12 月 20 日条   |
| 06 兵衛太郎（利倉貞光下人）<br>衛門九郎<br>比丘尼庵主（道賢地上者）<br>・3 家分 550 文 | 東百ワ 72、「鎮守八幡宮評定引付」享徳 4 年 12 月 10 日条   |
| 07 多福庵名主職地上者<br>公文下百姓<br>・各屋 1000 文                    | 東百ね 2、「鎮守八幡宮評定引付」寛正元年 12 月 18 日条  |
| 08 太郎次郎・700 文<br>（主屋 600 文・後屋 100 文）                   | 東百チ 141、文明 19 年 7 月 29 日「太郎次郎闕所家代注文」  |

[注] 02 の\*は同一の建物ではないが、参考として載せた。

の箱木家住宅は、上屋が桁行 4 間（945.2 cm）・梁間 3 間（606.1 cm）の規模をもち、間取は東半が土間、西半が座敷（前座敷三間取り）で、土間部分には家畜部屋が設けられていた<sup>\*31</sup>。三原家もおそらくこの間取だろう。また地下百姓の03 与三と04 藤七の住宅も売価からみて、類似の構成と思われる。さらに、表 4 の西弥四郎家・太郎九郎家や事例15の兵衛次郎家もその可能性があるが、太郎九郎の弟孫九郎家は、床面積からみて屋内に牛部屋をおくのは難しいだろう。当時牛馬は舎飼が普通だから、太郎九郎や01 07の者たちは牛を所有しない層とみられる。05と06の3軒、08の後屋は、売価 100 文ないし 200 文ほどで極めて安い。これらは、2～4 坪程度の狭小住宅であろう。

箱木家住宅は「千年家」と称され、ながく子孫に受け継がれていった。一方、狭小住宅のほうは、おそらく当座の間に合わせ的な性格が強く、住居寿命も短かっただろう。このように中世後期の村落には、一方に、超代的に継承され



る本格的な農家住宅が現れたが、もう一方には、粗末なバラック（簡易住宅）が存在していた。

#### 4.3 村人の世帯形成行動とライフコース

中世後期の畿内村落が核家族社会であり、世帯が基本的におのおの独立した家庭経済（家計）をもつことはすでにみてきた。第2章の史料からわかるのはここまでだが、前節で言及した薬師寺の検断記録「中下臈検断之引付」が、幸いにその前提となる世帯形成のメカニズムを教えてくれる。ここでは、「親懸・母懸」という言葉に注目して考察を進めよう。

〔事例⑱〕「中下臈検断之引付」天文8（1539）年9月晦日条。

稲盗人の八男は、親から独立して家を構えていたが、まだ妻子をもたず、「母懸」であった。「母懸」の科人の処置について話し合いがもたれ、今後は、その場合でも住屋を放火することで一決した。放火されたのは八男の家が竈を有したからだが、それでも食事は母親（親の世帯）の世話をうけていたということだろう。

〔事例⑲〕「中下臈検断之引付」永禄8（1565）年2月2日条。

助七入道跡という者が、九条郷の善三郎に打擲され死亡した。両人の家が放火されたが、被害者が母（助七入道後家）の家に「出入」する「母懸」であったので、母の家も検断対象とされた。事例⑱と同様のケースである。

〔事例⑳〕「中下臈検断之引付」永禄10（1567）年5月8日条。

六条郷の孫四郎の子孫九郎が、坂上方の中間を打擲した。処罰を逃れるために孫九郎は身をくらますが、彼が「親相懸」かり「私宅」をもたず実家で暮らしていたので、親の家を開いて放火した。ただし、孫九郎は親掛かりで経済的に自立していなかったから、親の「所帯」の没収はされなかった。

以上の事例から、中世後期の民衆社会が、元服した成人男子が若くして生家を離れ、自身の世帯を形成する社会であったことがわかる。多くの青年が未婚の段階で家をでたようだが、実家の近所で暮らし、独身のあいだは母親の支援

をうけ、それを表すのに「母懸」という言葉があった。「母懸」の未婚男性が、ごく普通にいたということだろう。一方、女子の場合は、夜這いの一件が近所の者を巻き込んだ大騒動になった事件などからすると（「中下臈検断之引付」天正2年10月8日条）、未婚女性は、やはり結婚するまで親元で暮らしていたとみられる。

親から経済的に自立できない「親懸」や、母親の世話をうける「母懸」といった言葉には、そういわれる対象を軽んじるニュアンスが感じられる。中世社会には、「男は三度の晴業に心つく、元服して魂つく、妻を具して魂つく、官をして魂つく」、「男は妻を具して心つく、女房は夫にそひて心つくなり」（「物くさ太郎」, 岩波文庫『御伽草子』<上>, p.207）という観念が存在した。当該期の青年には、親元からの自立と結婚をうながす強い社会的圧力が働いていたのである。

狭小住宅のおもな居住者は、独居青年、独居老人や貧者らとみられる。ただし、青年はここに永く滞留する存在ではない。彼らにとって独居世帯の時期は、ライフコースの通過点にすぎない。やがて青年たちは結婚して家族をもち、なかには親族から住宅を受け継ぐ者もいただろう。住居の形態や規模の問題は、社会階層差の観点だけではなく、村人のライフサイクルの側面からも考えていく必要がある。

さて、筆者の一人（西谷）は、14世紀後半の東寺領山城国東西九条の土地帳簿の分析から、中世の耕作農民の権利（耕作権）が、家族の範囲をこえてかなり活発に移動したことを指摘した（西谷2006, 第二編第二章）。直接耕作者の権利は「作職」や「下作職」とよばれた（耕作者の「作職」は、売買はできないが、親族への処分は認められていた）。この耕作権としての「作職」は貢納義務をとまなうので、家族の力量以上に土地を抱え込むのはかえってリスクになりかねない。一方、家族周期によって家族の労働総力は増減するから、農民家族はそれに応じて経営規模を変化させる必要が生じ、主体的に土地を手放すこともあ

る<sup>\*33</sup>。耕作権としての「作職」は、排他性の強い権利ではなく、たかい流動性が存在したことにより、農地の利用者である耕作農民は安定的な供給を期待できた。

前稿ではこのように考えたが、今回の考察によって、中世村落が核家族社会であることが判明した。前稿では、家族世帯の経営規模を伸縮させる要因として家族労働力の増減をあげたが、経済史家の友部謙一や坂根嘉弘の研究によれば、家族周期からくる扶養圧力（消費力/労働力）の変化のほうが経営伸縮の動向をよりの確に説明できるという（友部 2007, 坂根 2011, pp.100-11）。また坂根は、小家族（核家族）のほうが直系家族よりも扶養圧力の振幅がかなり大きいことを示し、タイや鹿児島のような分割相続制の小家族社会では、農地の流動性が高く、家族周期に対応して家族が経営規模を拡大・縮小させたことを紹介している。残念ながら、中世史料は農民経営の内実を教えてはくれないが、中世後期の農村社会が、農地の流動性のたかい、分割相続制の小家族社会であったことからすれば、農村史の議論において、家族周期による経営規模の変動は考慮すべき事柄といわねばならない。

さらに、中世後期の農村には、農繁期の臨時的な雇用を満たす農業労働市場が存在した（西谷 2015）。「馬場田農事日記」（図書寮叢刊『壬生家文書』304号）には、田地の経営を中心的に任せた小二郎親子のほか、臨時的な労働力として与四郎・七郎三郎・ウマウ・ツル、□□五とその姉といった面々が登場する。いずれも官途成を遂げておらず、若年層であった可能性がたかい。農業労働市場の中心的な担い手は自立を開始した若者層とみられる。独身者と夫婦2人世帯は扶養圧力が最小の段階にある。彼らは、少量の請作地とアルバイトによって生活することも、あながち不可能ではない。しかし、子供をもつと扶養圧力が増加し、経営の拡大をせまられる。また農業経験を積んできた夫婦は、地主らにとって好適な請作者とみなされたに違いない（請作者の未進は地主に転嫁された）。請作地を拡大した壮年層は臨時的農業労働市場の主力から退き、その

空白を次世代の青年が埋めるという構図が想定される。そして、その壮年夫婦も子供が成長して世帯を分離すると、次第に経営規模を縮小していくことになるのだろう。

以上、民衆の家族世帯について考えてきた。中世後期の民衆世界は核家族社会であり、青年に速やかな自立をうながす社会的圧力が働いていた。こうした社会は早婚社会であった可能性がたかい。実態は定かでないが、御伽草子から結婚年齢を分析した黒田日出男の仕事よれば、男子の適齢期は16～25歳で20歳にピークがあり、女子の適齢期は14～20歳と幅が狭く、17・18歳が最適齢期だという（黒田1996, p.50）。

## 5 村の人口

### 5.1 長禄3年9月30日「久世上下荘侍分・地下分連署起請文案」について

長禄3（1459）年の徳政一揆は西岡地方を震源とし、東寺領の者が張本だという風聞が流れていた。幕府はこれを問題視し、9月25日東寺雑掌を呼びつけて糺明を申しつけた。幕府の厳命をうけて、領主は以下のように対応した（「鎮守八幡宮供僧評定引付」長禄3年8月12日条\*<sup>34</sup>〈東百ね1〉）。

一、晦日公文所并荘使・両納所・北面越後法橋・宮仕・定使等被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>地下<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>起請書<sub>一</sub>畢。上下荘侍分并百姓限<sub>二</sub>十五<sub>一</sub>、悉致<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>了。則十月二日彼起請奉行方遣<sub>レ</sub>之。寺家糺明之趣、可<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>御披露<sub>一</sub>之由、被<sub>レ</sub>仰遣<sub>一</sub>了。

9月30日、公文所らが地下に赴いて糺明にあたった。上下久世荘の荘民に土一揆の「張本人并与力同心之者」がいないことを誓ったのが、長禄3年9月30日「久世上下荘侍分・地下分連署起請文案」（東百を225）である。正文は室町幕府の東寺奉行飯尾之種に提出し、東寺には案文が残された。「評定引付」には「15歳以上は悉く沙汰した」とみえる。上荘で侍分21名・地下分85名の計106名、下荘で侍分11名・地下分56名の計67名の名前がみえる。寛正3

(1462)年の土一揆の際にも同趣旨の起請文が作成されたが、ここには上荘に88名が現れ(寛正3年11月9日「上久世荘百姓等連署起請文」〈東百り184〉)、やや人数が少ない。土一揆の震源と疑われた長祿3年度のほうが、より真剣な対応がとられたのであろう。長祿3年起請文の登場人数については、「下人」を排除した人数とする見解(永原2007, p.401)や土一揆の関与者を除いた人数とする説(上島1970, pp.285-87)もあるが、本稿では、特定の対象を除いた、15歳以上60歳以下の男性全人口を把握する意志のもとに、この起請文が作成されたと理解している。

表6では、長祿3年の未進徴符<sup>\*35</sup>と長祿3年起請文に記載された人名を対比して、両方に現れる者に印を付した。侍分の者は起請文では実名・法名で署名したので、仮名・苗字で記載する未進徴符の人名と同定が難しいところがある。17・18・20は記載者と判断される。19・21・24はその可能性がある(24道文は起請文の「道門」かもしれない)。なお、沙汰人道賢の子は「弥五郎」(事例

表6 長祿3年の未進徴符と連署起請文の対比

| 未進徴符の人名      | 連署起請文の記載 | 未進徴符の人名        | 連署起請文の記載 |
|--------------|----------|----------------|----------|
| 01 右近三郎(右近?) | △        | 16 新五郎         |          |
| 02 衛門太郎      | ○        | 17 三郎左衛門(利倉貞盛) | △        |
| 03 衛門三郎      | ○        | 18 彦左衛門(和田久行)  | △        |
| 04 兵衛三郎(兵衛?) | △        | 19 中務          |          |
| 05 二郎        | ○        | 20 井上(氏吉)      | △        |
| 06 二郎五郎      | ○        | 21 外林(地侍の名字)   |          |
| 07 二郎九郎      | ○        | 22 道現          |          |
| 08 三郎二郎      | ○        | 23 道仲          | ○        |
| 09 三郎四郎      | ○        | 24 道文(利倉貞光)    | (△)      |
| 10 弥太郎       |          | 25 妙仁          |          |
| 11 弥五郎       | ○        | 26 蔵王堂         |          |
| 12 彦五郎       |          | 27 大慈庵         |          |
| 13 彦九郎       | ○        | 28 花蔵庵         |          |
| 14 小太郎       | ○        | 29 下久世・兵庫      |          |
| 15 与二郎       | ○        |                |          |

\*△は〔上島1970, p.286〕の第37表で記載者としてとられていない者。

⑦) とも「新五郎」(「鎮守八幡宮供僧評定引付」長禄2年12月12日条〈東百ワ74〉)ともよばれたらしい。起請文に記載のない10・12・16は、そこでは少し違う表記で登場したことも否定はできない(それらしい名もみえる)。29は下久世荘の者である。一方、26~28の寺庵の者は、起請を免除されたとみてよいだろう。22~25の法名の者は、非起請者が比較的多い。彼らは高齢者であった可能性がたかい。中世には、村起請において「上者限<sub>二</sub>六十<sub>一</sub>、下ハ限<sub>二</sub>十五<sub>一</sub>」って起請をさせるという年齢制限があり(「廿一口方評定引付」文正元年4月26日条〈東百く25〉)、15歳未満の子供と60歳より上の老人は起請文の対象外とされた(黒田1986)。

以上から本稿では、長禄3年起請文には、寺庵の者などを除き、15~60歳の村の全成人男子が名を連ねたと判断した。もちろん、中世人のすることだから若干の漏れはあろうし、張本人を除外(追放)した可能性も残るが、さして多くはないと思う(仮に漏れを1割と仮定する)。なお、永正4(1507)年「上久世荘散用帳」(東百の50)によると、当時荘内には、大宝庵・花藏庵・蔵王堂・慈眼庵・徳昌庵・徳寿庵・古寺・北庵などの8寺庵が存在した(表7を参照)。これらの寺庵には、おそらく住持と後継あたりの人員はいただろう。次節では、ここで検討したデータにもとづいて村の人口推計を試みたい。

## 5.2 推計の考え方

具体的に上久世荘の人口推計を試みる前に、推計の方法について確認しておこう。周知のように、中世には、古代のような律令国家による戸籍・計帳制度や、近世の徳川時代の宗旨人別改の制度のような体系的に人口を調査した記録は存在しないため、村落レベルはもちろん、国・全国レベルにいたるまで、当時の人口構造を知る手がかりは残されていない。そうした場合、古代もしくは近世から何らかの手がかりを探って推計するといった方法が考えられる。正倉院文書に残された古代の戸籍計帳からは、一定の規模の集落より年齢別の人口構成を知ることは可能ではあるが、核家族社会で、集村化をとげた中世後期の

村落である上久世荘の事例に、律令体制下の古代村落の構造をあてはめるのには無理があるといわざるをえない。一方、夫婦単位と直系家族による小規模家族経営が進み、農民の共同体として発展した徳川時代の家族構造と村落構造は、中世後半の農村社会の延長線上に位置づけてよい。すなわち、現時点でえられる上久世荘の人口データは「15歳以上60歳以下の男性人口」であるから、村落における年齢構成および男女比が判明すれば、計算のうえでは上久世荘の人口推計が可能となるわけである。よって、ここでは、徳川時代の宗旨人別改帳からえられた農村部における年齢別の階層構成を参考にして、上久世村の人口構成を推計することになる。

さて、村落レベルの年齢階層構造については、速水融による信州諏訪郡の徳川時代の宗旨人別改帳よりえられたデータにもとづく分析結果が利用できる（速水1973, pp.104-119）。徳川時代の宗旨人別改帳を用いた研究は他にも数多く存在するが、本稿では、徳川時代を通じて村落レベルでの年齢別人口構成が判明するものを利用した<sup>\*36</sup>。ただし、徳川時代の人口階層構造のパターンは、時期や地域によって大きく異なる。ここでは、複数のパターンを検討したうえで、上久世村の人口推計にもっとも適したものを選択したい。

図2は、諏訪郡の38ヵ村の宗旨人別改帳より作成された年齢ピラミッドである。構成比率は、男女合計を100とした場合の5歳きざみの階層となっている。年齢構成は、初期の17世紀後半においては年少者の比率がたかい「末広がり型」を示しているが、18世紀から19世紀初頭にかけて徐々に「つり鐘型」へと変化し、徳川時代末期の19世紀後半には再び「末広がり型」となっている<sup>\*37</sup>。速水によれば、これら各時期の構成比の変遷から、以下のことが指摘できる。徳川時代前期の17世紀から18世紀初頭は、たかい出生率と幼児死亡率の改善、そしてその結果として、成人への生存率が高くなったことに支えられた人口増大の最盛期となる。18世紀後半から19世紀にかけては、人為的な人口制限（墮胎）によって出生率が低下し、生存人口の平均年齢は上昇する。し

かし、徳川時代末期の19世紀後半には出生率が増加に転じ、前期において生じた人口の厚みを構成していた年齢層が死亡したため、再び平均年齢が低下する。

表8は、図2の各時期の構成比について、諏訪郡の各地域別・3大年齢区分別（1-15歳、16-60歳、61歳以上）・男女別に推計した人口数を表したものである。地域的な差は多少存在するものの、各時期内においては大きな差は認められない。一方、時期による違いは明白で、徳川時代初期において年少者層は男女ともに30%以上、地域によっては35%を超える場合もあったが、中期には26-28%台にまで減少し、徳川時代末期に若干回復したものの、ほとんどの地域で30%を下回っている。これにたいして61歳以上の構成比は、初期には6-7%程度であったのが、末期には男子で低くても8-9%、女子では10%を超える地域が多数存在しており、徳川時代を通じて高齢化が進んだことがわかる。

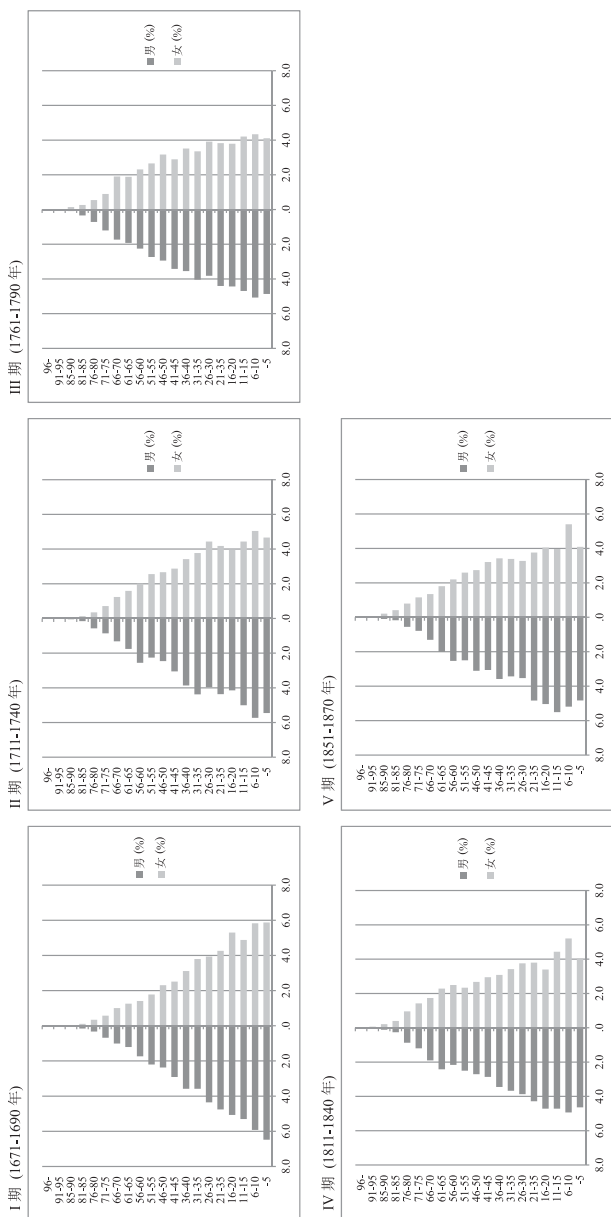
では、以上のうち、どの構造パターンおよび地域が、中世後期の上久世村の人口推計に適しているかが問題となる。次節では、まずは複数のパターンによって推計を試み、それぞれの結果を検討したうえで、その判断を下したい。

### 5.3 推計——村の人口と農業生産性

現在判明している上久世荘の男子人口は15世紀半ばのものだが、この時期に上久世荘における人口成長にどのような現象があったかは、前後の記録がないため不明である。よって、ここでは、上記の諏訪郡の事例からえられた各時期の男子にたいする年齢別・男女別の構成比を、上久世荘の「15歳以上60歳以下の男性人口」に適用することで人口を推計するものとする<sup>\*38</sup>。諏訪郡の年齢構成は、動態的には人口増加期と抑制期、静態的には「末広がり型」と「つり鐘型」のパターンからなっており、また、特徴のある各地域別の人口構造もえられるため、これら複数の人口成長の現象を仮定して上久世荘に適用することで、範囲推計をもとめるものである。



図 2 徳川時代諏訪郡における年齢別人口構成



注) 縦軸は年齢階級、横軸は男女の各階級の総人口における割合。

史料) 速水 (1973, pp.105-107)。

表 8 徳川時代諏訪郡における年齢別人口構成比 (%)

| 時期   | I 期<br>(1671-1690) |       |     | II 期<br>(1711-1740) |       |     | III 期<br>(1761-1790) |       |      | IV 期<br>(1811-1840) |       |      | V 期<br>(1851-1870) |       |      |
|------|--------------------|-------|-----|---------------------|-------|-----|----------------------|-------|------|---------------------|-------|------|--------------------|-------|------|
|      | 1-15               | 16-60 | 61- | 1-15                | 16-60 | 61- | 1-15                 | 16-60 | 61-  | 1-15                | 16-60 | 61-  | 1-15               | 16-60 | 61-  |
| 男子   |                    |       |     |                     |       |     |                      |       |      |                     |       |      |                    |       |      |
| W 地区 | 34.5               | 59.2  | 6.3 | 33.8                | 58.2  | 8.0 | 30.3                 | 58.8  | 10.8 | 28.7                | 59.3  | 12.0 | 30.5               | 61.2  | 8.3  |
| E 地区 | 33.1               | 60.1  | 6.9 | 29.3                | 61.8  | 8.9 | 27.9                 | 60.6  | 11.5 | 28.8                | 58.8  | 12.4 | 29.7               | 61.9  | 8.4  |
| C 地区 | 34.4               | 59.2  | 6.3 | 31.7                | 58.6  | 9.7 | 28                   | 61.2  | 10.7 | 26.7                | 58.9  | 14.4 | 29.9               | 61.1  | 9.1  |
| Y 地区 | 39.1               | 54.5  | 6.3 | 35.1                | 55.9  | 9.0 | 26.5                 | 60.2  | 13.3 | 27.3                | 58.6  | 14.1 | 29.6               | 57.0  | 13.4 |
| 合計   | 34.2               | 59.1  | 6.7 | 31.2                | 59.8  | 9.1 | 28                   | 60.4  | 11.6 | 27.8                | 58.9  | 13.3 | 29.8               | 60.7  | 9.5  |
| 女子   |                    |       |     |                     |       |     |                      |       |      |                     |       |      |                    |       |      |
| W 地区 | 35.2               | 57.5  | 7.3 | 28.7                | 62.5  | 8.8 | 28.6                 | 60.7  | 10.7 | 28.8                | 58.1  | 13.2 | 31.8               | 59.7  | 8.5  |
| E 地区 | 33.2               | 59.6  | 7.1 | 28.9                | 63.0  | 8.1 | 25.2                 | 63.0  | 11.8 | 28.2                | 58.6  | 13.2 | 28.8               | 59.7  | 11.5 |
| C 地区 | 34.8               | 60.3  | 4.9 | 29.8                | 61.5  | 8.7 | 27.7                 | 60.7  | 11.6 | 28.3                | 56.4  | 15.2 | 24.8               | 63.1  | 12.1 |
| Y 地区 | 38.3               | 54.4  | 7.3 | 31                  | 60.2  | 8.8 | 26.6                 | 60.4  | 13.1 | 27.2                | 55.8  | 17.0 | 28.2               | 56.0  | 15.7 |
| 合計   | 34.3               | 58.9  | 6.8 | 29.4                | 62.1  | 8.4 | 26.5                 | 61.7  | 11.8 | 28.1                | 57.3  | 14.6 | 28.1               | 59.8  | 12.1 |

注) W 地区は諏訪湖西北岸・下諏訪—花岡以北、E 地区は諏訪湖東南岸・茅野まで、C 地区は甲州街道沿いに甲州境まで、Y 地区は八ヶ岳西麓地帯をあらわす。

資料) 速水 (1973, p.111)。

上久世荘の男子数を諏訪郡の各時期・各地区の年齢構成比を利用して推計した結果が、表 9 となる。まず、地区別にみた場合、各時期を通じて約 380-430 人の範囲で推計値がえられた。ただし、Y 地区の人口構成をあてはめた場合には、全体的に推計値が過大となる傾向がある。W・E・C の各地区は、諏訪湖沿岸もしくは諏訪湖に流入する河川沿いに位置する平地であるのにたいして、Y 地区のみ八ヶ岳西麓地帯という異なった地理的条件の地域であることの影響が考えられる。つまり、Y 地区を除けば各時期別に人口数みた場合、すべての時期で推計値に極端に大きな差をみつけることはできなくなる。

次に、どの時期の人口構造が適当であるかについては、前章で説明したように、中世後期の社会は早婚社会であった可能性があり、さらに農業生産も上昇期にあったとすれば (西谷 2015)、この時期の村落社会における人口構造は、近世前期の末広がり型の分布、すなわち I 型の人口構成に近いものと考えられる。また、諏訪郡の事例は山間地域の村々を含むから、この点についても地形的条件を考慮して、河川中流域に位置する上久世の立地に近似するものを選択すれ

表9 推計による上久世荘の人口数

1. W 地区を適用した場合

| 年齢    | I 期  |       |     | II 期 |       |     | III 期 |       |     | IV 期 |       |     | V 期  |       |     |
|-------|------|-------|-----|------|-------|-----|-------|-------|-----|------|-------|-----|------|-------|-----|
|       | 1-15 | 16-60 | 61- | 1-15 | 16-60 | 61- | 1-15  | 16-60 | 61- | 1-15 | 16-60 | 61- | 1-15 | 16-60 | 61- |
| 上荘 男子 | 68   | 117   | 12  | 68   | 117   | 16  | 60    | 117   | 21  | 57   | 117   | 24  | 58   | 117   | 16  |
| 女子    | 70   | 114   | 14  | 58   | 126   | 18  | 57    | 121   | 21  | 57   | 115   | 26  | 61   | 114   | 16  |
| 計     | 138  | 231   | 27  | 126  | 243   | 34  | 117   | 238   | 43  | 113  | 232   | 50  | 119  | 231   | 32  |
| 総計    | 395  |       |     | 402  |       |     | 398   |       |     | 395  |       |     | 382  |       |     |

2. E 地区を適用した場合

| 年齢    | I 期  |       |     | II 期 |       |     | III 期 |       |     | IV 期 |       |     | V 期  |       |     |
|-------|------|-------|-----|------|-------|-----|-------|-------|-----|------|-------|-----|------|-------|-----|
|       | 1-15 | 16-60 | 61- | 1-15 | 16-60 | 61- | 1-15  | 16-60 | 61- | 1-15 | 16-60 | 61- | 1-15 | 16-60 | 61- |
| 上荘 男子 | 64   | 117   | 13  | 55   | 117   | 17  | 54    | 117   | 22  | 57   | 117   | 25  | 56   | 117   | 16  |
| 女子    | 65   | 116   | 14  | 55   | 119   | 15  | 49    | 122   | 23  | 56   | 117   | 26  | 54   | 113   | 22  |
| 計     | 129  | 233   | 27  | 110  | 236   | 32  | 103   | 239   | 45  | 113  | 234   | 51  | 111  | 230   | 38  |
| 総計    | 389  |       |     | 379  |       |     | 386   |       |     | 398  |       |     | 378  |       |     |

3. C 地区を適用した場合

| 年齢    | I 期  |       |     | II 期 |       |     | III 期 |       |     | IV 期 |       |     | V 期  |       |     |
|-------|------|-------|-----|------|-------|-----|-------|-------|-----|------|-------|-----|------|-------|-----|
|       | 1-15 | 16-60 | 61- | 1-15 | 16-60 | 61- | 1-15  | 16-60 | 61- | 1-15 | 16-60 | 61- | 1-15 | 16-60 | 61- |
| 上荘 男子 | 68   | 117   | 12  | 63   | 117   | 19  | 54    | 117   | 20  | 53   | 117   | 29  | 57   | 117   | 17  |
| 女子    | 69   | 119   | 10  | 59   | 123   | 17  | 53    | 116   | 22  | 56   | 112   | 30  | 47   | 121   | 23  |
| 計     | 137  | 236   | 22  | 123  | 240   | 37  | 106   | 233   | 43  | 109  | 229   | 59  | 105  | 238   | 41  |
| 総計    | 395  |       |     | 399  |       |     | 382   |       |     | 397  |       |     | 383  |       |     |

4. Y 地区を適用した場合

| 年齢    | I 期  |       |     | II 期 |       |     | III 期 |       |     | IV 期 |       |     | V 期  |       |     |
|-------|------|-------|-----|------|-------|-----|-------|-------|-----|------|-------|-----|------|-------|-----|
|       | 1-15 | 16-60 | 61- | 1-15 | 16-60 | 61- | 1-15  | 16-60 | 61- | 1-15 | 16-60 | 61- | 1-15 | 16-60 | 61- |
| 上荘 男子 | 84   | 117   | 14  | 73   | 117   | 19  | 52    | 117   | 26  | 55   | 117   | 28  | 61   | 117   | 28  |
| 女子    | 82   | 117   | 16  | 65   | 126   | 18  | 52    | 117   | 25  | 54   | 111   | 34  | 58   | 115   | 32  |
| 計     | 166  | 234   | 29  | 138  | 243   | 37  | 103   | 234   | 51  | 109  | 228   | 62  | 119  | 232   | 60  |
| 総計    | 429  |       |     | 419  |       |     | 389   |       |     | 399  |       |     | 410  |       |     |

注) I 期～V 期は適用した諏訪郡の各期の年齢構成比をあらわす。数値は 1 桁で四捨五入。推計方法は本文参照。

ば、諏訪湖東南の河川沿いの地域に位置する E 地区、もしくは C 地区のケースが適当であろう。よって、I 型の人口構成で、E・C 地区の事例にもとづいて推計した場合の人口数は、389-395 人となる。さらに、荘内にあった 8 寺庵の推定人口 16 人を加えると 405-411 人の数値がえられ、暫定的ではあるが、

これが 15 世紀半ばにおける上久世荘の推計総人口となる。

さて、上久世荘の場合、複数の時期について耕地面積がわかる。また、15 世紀前期ごろにおける、同荘の単位面積あたりの農業生産性は、田地について反収 13.85 斗<sup>\*39</sup>と推計されている（西谷 2015）。こうした情報を用いれば、村の 1 人あたりの生産高を推計することができる。ただし、上記の反収からえられる村高の推計値は 15 世紀前期段階のものだから、長祿 3（1459）年の人口推計とはやや時期にずれがある。15 世紀の上久世荘は、農業生産・人口ともに増加傾向にあったとみられるから、以下で算出される 1 人あたりの生産高は、いくぶん上方に修正したほうがよいかもしれない。

1 人あたり生産を推計する前に、推計の基本情報を確認しよう。まず、耕地等の面積がわかるのが、暦応 4（1341）年 2 月 29 日「山城国上久世庄田地実検目録案」（東百レ 35）と同年月日「山城国上久世庄実検田地名寄帳」（東百ひ 8）で、田地 546 反 340 歩、畠 65 反 310 歩、新田 10 反 120 歩、屋敷地 17 反 120 歩である<sup>\*40</sup>。14 世紀半ばのデータだが、中世後期全般の傾向を表す数値とみてよい。

次に土地生産性については、田地では西谷（2015）の推計値が利用できるが、畠・屋敷地のほうは情報を欠くので、ここでは、太閤検地期における一般的な反収を利用したい。文祿 3（1594）年 6 月 17 日「就伊勢国御検地相定條々」<sup>\*41</sup>に「上畑壹石貳斗、中畑壹石、下畑八斗、下々見計可相定事」、「屋敷方壹石貳斗たるべき事」とみえる。本稿では、畠は上畠・中畠・下畠の平均値 10.00 斗、屋敷地 12.00 斗という数値を採用する。なお、中世と豊臣時代（太閤検地期）・徳川時代では、容量・面積の単位に少なからぬ差が存在するため、注意が必要である。西谷（2015）は田地 1 反の収量を現升 13.85 斗と推計したが、これは中世の 1 反の収量である。また、1341 年の耕地面積も中世の広さだから、近世との比較のためには単位換算をしなければならない。

まず、升については、明治 8（1875）年の度量衡取締条例が定めた枡による、

1升=64.827立法寸を「現升」とよぶ（水鳥川 2010）。寛文年間に江戸幕府が定めた新京枘による、1升も同量である。豊臣時代の標準枘（京枘）による、1升=62.500立法寸は「京升」とする。よって、現升は京升の1.037倍（ $64.827 \div 62.500 \text{立法寸} \approx 1.0372$ ）となる。

時代ごとの歩・反の面積比を考える<sup>\*42</sup>。中世までは1歩=6尺平方、360歩=1反だったが、豊臣時代に6尺3寸平方=1歩、30歩=1畝、10畝=1反（300歩=1反）と変更される。ところが、この単位は徳川時代に再度見直され、6尺平方=1歩、30歩=1畝、10畝=1反（300歩=1反）になる<sup>\*43</sup>。よって、各段階の1反を最小単位の平方尺で表せば、中世で12,960平方尺（6尺×6尺×360歩=12,960平方尺）、豊臣時代で11,907平方尺（6.3尺×6.3尺×300歩=11,907平方尺）、徳川時代で10,800平方尺（6尺×6尺×300歩=10,800平方尺）となり、比を計算すれば、中世の反は豊臣時代の1.088倍（ $12,960 \div 11,907 \approx 1.0884$ ）、徳川時代の1.2倍（ $12,960 \div 10,800 = 1.2$ ）、豊臣時代の反は徳川時代の1.103倍（ $11,907 \div 10,800 \approx 1.1025$ ）がえられる。

上記の各時期の耕地面積と土地生産性を乗ずれば、いちおう上久世荘の石高が推計できることになるが、その前にもう一つ確認しなければならない問題がある。従来、太閤検地の石高データは土地生産高（収穫高）とするのが通説だが（安良城 1959；1984）、近年、これを年貢高とみる説が有力視されている（池上 2012）。この年貢高は、本年貢に加地子などの諸負担を加えた、耕作者が領主に納める「分米高」を意味し、現実の年貢高を決定するための年貢賦課基準高として機能した。よって、前者（生産高説）であれば、田地・畠・屋敷がすべて生産高ベースなので、推計石高はそれぞれの数字を単純に加算すればよい。一方、後者（年貢高説）にたてば、西谷（2015）から推計した生産高は、田地が生産高ベース、太閤検地条例から推計した畠地・屋敷値が年貢高ベースとなり、前者を年貢高ベースに換算してから加算する必要がある。もとより、この問題は足し算の方法で終わるレベルの話ではなく、ことは、中世社会の経済的な

達成度の評価にまで響いてくる。

太閤検地の石高問題を検証するために、近年新たに公表された17世紀初頭の生産量推計と太閤検地の石高データを比較してみよう。Saito and Takashima (2015) では、太閤検地データを利用せずに太閤検地期の生産量を推計し、1600年の総生産高を約3024万石と算出した<sup>\*44</sup>。一方、太閤検地の記録上の総石高は、「大日本租税志」によれば、1851万石(大野1987)である<sup>\*45</sup>。両者の差をみると、推計された生産量は太閤検地の石高の約1.63倍となり、新推計の値(実際の生産高)は太閤検地データを大幅に上回っている<sup>\*46</sup>。つまり、斎藤修・高島正憲の新推計は、「太閤検地石高=年貢高」説と相性がよく、旧説(生産高説)とは懸隔が大きい。よって、本稿では、年貢高ベースによる推計を採用する。また収穫の分配については、天正14(1586)年正月に豊臣政権がだした「定」十一ヵ条に「有米三分一百姓遣之、三分之二未進なく給人可取事」(「羽柴秀吉朱印状写」, 宮川満(1999)『宮川満著作集6 改訂太閤論地論第Ⅲ部』第一書房, pp.356-57)とみえる。つまり、ここでは、収穫高の3分の1を百姓に遣わし、3分の2を給人(領主)が収納するという原則が掲げられており(牧原2014, pp.151-52)、生産高の3分の2というのが年貢高の目安であったと仮定できる。

中世の上久世荘の土地面積を豊臣時代と徳川時代の面積に換算し(表10)、各段階の升の容量で石高(年貢ベース)を推計した(表11)。太閤検地流にいうと、15世紀前期ごろの上久世荘の石高は589.82石となる(徳川時代の石高では611.78石)。これを長祿3年の村の推定人口408人で割ると、1人あたりの石高は1.45石をえる。この数値を太閤検地の全国平均の1人あたり石高と比較してみよう。太閤検地は総石高1851万石、斎藤修の未公表の推計人口(総人口1700万人)<sup>\*47</sup>によって算出すると、全国平均の1人あたり生産量は1.09石となる。太閤検地の石高と実体経済との距離感や、人口増加の問題など、様々な条件が絡んでくるから、室町時代の上久世荘の数値が豊臣時代をかなり超えるという結果については、ここでは断定的な評価は留保せざるをえないが、室町時

代の上久世荘の生産性がそれなりに高い段階にあったことは指摘してもよいだろう。

さらに室町期の上久世荘は、中世農業の最先進地域ではなく、おそらくそうしたトップ集団を追いかけていく二番手グループに属していたとみられる（西谷 2015）。もとより、推計に使える史料が限られており、また前後の具体的な情報も少ないため暫定的な解釈にとどまるが、人口推計をもとに算出した 1 人あたり生産量の情報からは、中世後半、上久世荘を含む畿内先進地域においては、高い農業生産性とそれを背景とした着実な人口の増加があった可能性を見通すことができるのではないだろうか。

しかし、中世の末には、人口増加の波もどうも一つの壁に差し掛かっていたらしい。近世全般にみられた産児制限（墮胎）が、中世最末期の西国において常態化していたことは、イエズス会宣教師の記録などからわかる<sup>\*48</sup>。フロイスの『日本史』には「日本では、人々は貧しさ、および古くから悪魔が当国にもたらした習慣とによって、生まれて来る子供のうち、どうにか養い得ると思われる者以外は育てないという風習が一般化している。そのために彼らの間で行われる墮胎は数知れぬほど（多い）。ある婦人は、我らの同僚である司祭に対して、（自分は）異教徒であった時に十八回墮胎した経験があると告白した」（第 11 巻, p.17）とみえる。一方、15 世紀の史料では、管見の限りにおいて墮胎の

表 10 土地面積の換算

|      | 耕地面積（反） |        |
|------|---------|--------|
|      | 豊臣時代    | 徳川時代   |
| 田地   | 595.07  | 656.33 |
| 畠・畠田 | 71.66   | 79.03  |
| 新田   | 11.24   | 12.40  |
| 屋敷地  | 18.50   | 20.40  |
| 計    | 696.46  | 768.16 |

注）表中の豊臣時代・徳川時代の数値は時期ではなく、各時代の標準単位にて換算した数値であることを指している。

表 11 15 世紀前期の推定換算石高（年貢ベース）

|      | 生産高（斗）  |         |
|------|---------|---------|
|      | 豊臣時代    | 徳川時代    |
| 田地   | 4867.7  | 5,049.4 |
| 畠・畠田 | 716.6   | 742.9   |
| 新田   | 91.9    | 95.4    |
| 屋敷地  | 222.0   | 230.1   |
| 計    | 5,898.2 | 6,117.8 |

注）換算方法は本文を参照。表中の豊臣時代・徳川時代の定義は表 10 に同じ。

事例は検出できない。15世紀には、墮胎の習慣はまだ一般的ではなかったと考えている。

中世後期の西国社会は、基本的に農業生産・人口ともに成長基調にあったとみてよい。ただし、いま述べた産児制限にかんする理解が正しければ、16世紀のある段階において、人口のほうは抑制の方向に転換したことになる。フロイスはその理由を貧しさにもとめるが、これについてはにわかには承服できない。徳川時代の間引きを検討したトマス・C・スミスは、その目的は「全体的な家族規模の制限、家族規模と農業経営規模のある種の均衡、子供の性別の有利な配分と母親の便宜のための出生間隔、次子に縁起の悪い性別を防ぐこと」として、長期の計画を遂行する見通しと能力を必要とするものだったと結論づけている（スミス2002, pp.130-31）。もとより、中世史料では産児制限の真の目的を実証することはできないが、やはりそうした可能性は排除すべきではないと思う。

## 6 結 語

本稿では、上久世荘（上久世村）を主たるフィールドに、中世後期の農村における民衆家族の家族構造や農家経営の形態、村の人口などを考察してきた。本稿の主要な論点を要約すると、およそ次のとおりである。

- (1) 中世後期の民衆家族は、夫婦一代ごとの家族形成を原則とする、いわゆる核家族であった。農業経営は、基本的にこの家族世帯を単位としておこなわれ、別世帯の親子は各自独立した家庭経済を営んだ。
- (2) 村には、上流階層を中心に同屋敷複数世帯が存在し、そこでは直系制家族への胎動も看取される。しかし、こうした二世帯住居でも独立した家庭経済が営まれた。
- (3) 中世後期の民衆世界では、青年に速やかな自立と結婚をうながす社会的圧力が働いていた。おそらく、早婚社会であったとみられる。



- (4) 中世農村史の議論には、家族周期の問題を組み込む必要がある。家族世帯のライフサイクルによる経営規模や住居形態の変化は看過できない。農繁期の農業労働市場の主力は比較的扶養圧力の軽い若年層であったが、彼らも経年的な世帯状況の推移に応じて経営規模を伸縮したとみられる。
- (5) 長祿3（1459）年の上久世荘の人口を405-411人（平均408人）と推計した。また、永正元（1504）年には8軒の寺庵が確認できる。明治初年の上久世村の人口は618人で、寺が3戸であるから、中世村落における宗教者人口の比率はたかい。
- (6) 上久世荘の人口は増加基調にあったとみてよい。また社会の全体的傾向としても、室町時代には、農業生産の成長にともない、人口も増加したとみられる。ただし、中世末期には、人口抑制のために産児制限がおこなわれた。さて、最後に、中世における家族構造の特質、および中世人口論の方法と課題について少しく考えるところを述べて、稿を閉じることにしたい。

中世前期の名主家族の経営は、一般に家父長制の大経営と理解されている。しかし、実態をあらためて分析してみると、複数の核家族世帯が一つの屋敷地に集住した「屋敷地共住集団」であることがわかった<sup>\*49</sup>。また近世初期の農民の家族形態も、一般に傍系家族や従属民を含む複合大家族制と捉えられるが、つとに斎藤修が論じたように、やはりこの集団も複数世帯が集合した「屋敷地共住集団」と位置づけるのが適切である（斎藤1988）。豊臣政権は、文祿2（1593）年に尾張国の復興策の一つとして「百姓親子并親類、家一<sub>レ</sub>二世帯不可<sub>レ</sub>住。別々<sub>二</sub>家を作可<sub>レ</sub>有之事」と命じた<sup>\*50</sup>。これについては、中世的な有力農民の複合大家族を分解させる政策とする説があるが（宮川1983など）、1軒の家には1夫婦だけが居住すべきという、伝統的な慣習（夫婦家族規範）の現れとみたほうがよいと思う。

このように中世民衆の家族構造は、核家族制を基本とする。おそらく中世には、核家族・双方社会的な原理が、広く日本列島の親族文化の基層を形成して

いたとみられる（坂根 2011，第一章）。中世前期には、農業経営体は開発集団たることをもとめられたから、有力農民（名主層）は親類・縁者を結集して、複数の核家族世帯からなる規模の大きな農業経営体（屋敷地共住集団）を形成しようとした。一方、耕地が安定化して開発集団への期待が弱まると、複合的な農業経営体は解体にむかい、独立した核家族世帯が中心的な農業経営の担い手として登場する。本稿で論じた中世後期の畿内は、後者の段階にあたる。

さらに本稿の結果は、中世日本の人口史の文脈でどのように位置づけられるだろうか。先行研究において、中世半ばから近世にかけての日本の人口推計値は、W.W.ファリスの推計で1280年620-570万人（平均595万人）、1450年1050-960万人（平均1005万人）、1600年1700-1500万人（平均1600万人）、斎藤修の推計で1250年650万人、1450年1050万人、1600年1700万人となっている（Farris 2006, pp.99; 170; 262）。それぞれの期間の人口増加率は、ファリス推計で0.31%（1280-1450年）、0.31%（1450-1600年）<sup>\*51</sup>、斎藤推計で0.24%（1250-1450年）、0.32%（1450-1600年）となっており、人口増加率はこの間減少することはなかった。中世後期は戦乱や飢饉が頻発していた時代にもかかわらず、持続的な人口成長を可能せしめたという先行研究の結論は、当該期における農業生産力の上昇と、それにとまなう出生率の引き上げの可能性や、戦国大名たちによる領国支配により領地内における生産と人口に対する関心が高まっていたことを前提としている（鬼頭 2007, pp.66-68）。中世後期の日本は、土地および農業生産力の制約からの脱出という人口成長における課題を解消するうえで重要な時代でもあった。本稿において推計された15世紀段階の上久世荘の人口およびそれをもとに算出した1人あたり生産の結果は、少なくとも畿内の先進地域では、経済成長の波が中世後期に着実に開始していたことを反映しているといえるのではないか。

【主要参考文献・資料】

- 安良城盛昭（1959）『幕藩体制社会の成立と構造』御茶の水書房
- 安良城盛昭（1984）『日本封建社会成立史論 上』岩波書店
- 飯沼賢司（1991）「『村人』の一生」, 日本村落史講座編集委員会編『日本村落史講座 6 生活 I 原始・古代・中世』雄山閣出版
- 飯沼賢司（2004）「イエの成立と親族」, 歴史学研究会・日本史研究会編『中世の形成』（日本史講座 3）東京大学出版会
- 池上裕子（2012）「検地と石高制」『日本中近世移行期論』校倉書房（初出 2004）
- 伊藤鄭爾（1958）『中世住居史：封建住宅の成立』東京大学出版会
- 上島有（1970）『京郊庄園村落の研究』塙書房
- 大野端男（1987）「国絵図・郷帳の国郡石高」『白山史学』23
- 勝俣鎮夫（2011）「中世の家と住宅検断」『中世社会の基層をさぐる』山川出版社
- 鬼頭宏（2000）『人口から読む日本の歴史』講談社学術文庫（原著は 1983）
- 鬼頭宏（2007）『図説人口でみる日本史』PHP 研究所
- 清田善樹（1983）「中世の大和における住屋放火」, 奈良国立文化財研究所創立 30 周年記念論文集刊行会編『文化財論叢』同朋舎出版
- 久留島典子（1989）「後家とやもめ」, 網野善彦・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一編『言葉の文化史 中世 3』平凡社
- 久留島典子（2012）「中世後期の結婚と家：武家の家を中心に」, 『アジア遊学 157 東アジアの結婚と女性：文学・歴史・宗教』勉誠出版
- 黒田日出男（1986）「『童』と『翁』：日本中世の老人と子どもをめぐって」『境界の中世 象徴の中世』東京大学出版会
- 黒田日出男（1996）『歴史としての御伽草子』ペリかん社
- 栗原弘（1994）『高群逸枝の婚姻女性史像の研究』高科書店
- 後藤みち子（2002）「婚姻居住形態と『家』妻の地位」『中世公家の家と女性』吉川弘文館
- 後藤みち子（2014）「室町・戦国時代の婚姻」, 高橋秀樹編『婚姻と教育』〈生活と文化の歴史学 4〉竹林舎
- 斎藤修（1985）『プロト工業化の時代：西欧と日本の比較史』日本評論社（岩波現代文庫として再刊：岩波書店 2013）

- 斎藤修 (1988) 「大開墾・人口・小農経済」, 速水融・宮本又郎編『経済社会の歴史: 17-18世紀』(日本経済史1) 岩波書店
- 坂田聡 (1994) 「中世の家と女性」, 『岩波講座日本通史 中世2』岩波書店
- 坂田聡 (1997) 『日本中世の氏・家・村』校倉書房
- 坂田聡 (2011) 『家と村社会の成立: 中近世移行期論の射程』高志書院
- 坂根嘉弘 (2011) 『日本伝統社会と経済発展』(名著に学ぶ地域の個性3〔家と村〕) 農文協
- 坂本亮太 「中世後期の寺庵と村社会: 近江国菅浦を事例として」, 高橋秀樹編『婚姻と教育』(生活と文化の歴史学4) 竹林舎
- 志賀節子 (1987) 「中世後期庄園村落と検断: 村落「自治」の再検討」『歴史学研究』569
- 清水克行 (2015) 「戦国の法と習俗」, 『岩波講座日本歴史 中世4』岩波書店
- 菅原正子 (2007) 「男子の成長と儀礼」『中世の武家と公家の「家」』吉川弘文館 (初出2003)
- 菅原正子 (2009) 「中世後期の婚姻形態と住居」, 『総合女性史研究』26
- T・C・スミス (2002) 『日本社会史における転換と創造: 工業化の内在的要因1750-1920年』増補版、大島真理夫訳、ミネルヴァ書房
- 高木純一 (2015) 「戦国期畿内村落における被官化状況と領主支配: 東寺領山城国上久世荘を中心に」『ヒストリア』253
- 高橋秀樹 (1996) 『日本中世の家と親族』吉川弘文館
- 高橋秀樹 (2014a) 「中世の家と女性」, 『岩波講座日本歴史 中世2』岩波書店
- 高橋秀樹 (2014b) 「「家」研究の現在」, 同編『婚姻と教育』(生活と文化の歴史学4) 竹林舎
- 高群逸枝 (1966) 『高群逸枝全集第2巻 招婚婚の研究 一』理論社 (初出1953)
- 田中克行 (1998) 「惣の在家と乙名: 近江国菅浦惣庄の形成」『中世の惣村と文書』山川出版社 (初出1995)
- 田中倫子 (1979) 「戦国期における庄園村落と収取」『史林』62-6
- 田中稔 (1974) 「〔資料〕薬師寺所蔵『中下臈検断之引付』」, 『研究論集』II (奈良国立文化財研究所学報第22冊)
- 辻垣晃一 (2014) 「鎌倉時代の婚姻形態」, 高橋秀樹編『婚姻と教育』(生活と文化の歴

史学 4) 竹林舎

- 土田英雄（1973）「隠居慣行」, 姫岡勤・土田英雄・長谷川昭彦編『むらの家族』ミネルヴァ書房（抜粋して再録：『リーディングス日本の社会学 3 伝統家族』東京大学出版会 1986）
- 戸田芳実（1967）『日本領主制成立史の研究』岩波書店
- 友部謙一（2007）『前工業化期日本の農家経済』有斐閣
- 中根千枝（1970）『家族の構造：社会人類学的分析』東京大学出版会
- 中根千枝（1987）『社会人類学：アジア諸社会の考察』東京大学出版会
- 永原慶二（2007）「荘園解体期における農民層の分解と農民闘争の形態」『永原慶二著作選集第二巻』（初出は 1953）
- 中村哲（1968）『明治維新の基礎構造—日本資本主義形成の起点』未来社
- 西谷正浩（2006）『日本中世の所有構造』塙書房
- 西谷正浩（2011）「中世後期における村の惣中と庄屋・政所：山城国上野荘の場合」, 東寺文書研究会編『東寺文書と中世の諸相』思文閣出版
- 西谷正浩（2015）「中世後期における山城国上久世荘の農業生産」, 『福岡大学人文論叢』47-3
- 西村汎子（2002・2009）「中世における領主階級の女性の地位と役割：フロイス『日本史』に見る」, 『白梅学園大学・短期大学紀要』38, 45
- 速水融（1968）「近世初頭の全国人口推計：小倉藩人畜改帳の分析を通じて」『日本経済史への視角』東洋経済新報社（初出 1966 年）
- 速水融（1973）『近世農村の歴史人口学的研究：信州諏訪地方の宗門改帳分析』東洋経済新報社
- 速水融（1992）『近世濃尾地方の人口・経済・社会』創文社
- 速水融（1997）『歴史人口学の世界』岩波書店
- 平井晶子（2008）『日本の家族とライフコース：「家」生成の歴史社会学』ミネルヴァ書房
- 前川祐一郎（2004）「戦国時代における領主検断をめぐる論理：薬師寺『中下臈検断之引付』を通して」, 勝俣鎮夫編『寺院・検断・徳政：戦国時代の寺院史料を読む』山川出版社
- 水鳥川和夫（2010）「中世期における使用升の容積と標準升」『社会経済史学』75-6

- 宮川満 (1983) 「近世初期の検地と家族：先進地域の場合」『家族の歴史的研究』日本図書センター (初出 1954)
- 宮本長二郎 (1999) 「日本中世住宅の形成と発展」, 関口欣也先生退官記念論文集刊行会『建築史の空間：関口欣也先生退官記念論文集』中央公論美術出版
- 村岡幹生 (1988) 「15・6世紀の薬師寺の寺辺郷検断」『史学雑誌』97-1
- 森岡清美 (1993) 『現代家族変動論』ミネルヴァ書房
- 山下正男 (1986) 『京都市内およびその近辺の中世城郭：復原図と関連資料』〈京都大学人文科学研究所調査報告第35号〉京都大学人文科学研究所
- 吉田孝 (1983) 「律令時代の氏族・家族・集落」『律令国家と古代の社会』岩波書店
- 渡辺尚志 (2004) 「村の世界」, 歴史学研究会・日本史研究会編『近世の形成』(日本史講座5) 東京大学出版会
- Farris, W. W. (2006) *“Japan’s Medieval Population: Famine, Fertility, and Warfare in a Transformative Age,”* University of Hawaii Press.
- Saito, O. and M. Takashima (2015) “Population, urbanisation and farm output in early modern Japan, 1600–1874: a review of data and benchmark estimates”, RCESR Discussion Paper Series, DP15–3
- 「東寺百合文書」(京都府立総合資料館所蔵): 京都府立総合資料館「東寺百合文書WEB」。福岡大学図書館架蔵「東寺百合文書写真帳」。\*「東百」と略記する。
- 「教王護国寺文書」(京都大学文学部博物館所蔵): 赤松俊秀編『教王護国寺文書』(法蔵館)\*「教王」と略記する。
- 「東寺文書」(東寺所蔵): 上島有『東寺文書聚英』(同朋舎)
- 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 家わけ第十 (東寺文書)』(東京大学出版会)
- 京都府立総合資料館編『東寺百合文書』(思文閣出版)
- 上島有編『山城国上桂庄史料』上・中・下 (東京堂出版)
- 「革嶋家文書」: 『京都府立総合資料館紀要』5・6・25, 1977・1978・1995年
- 「天文日記」: 北西弘編『真宗史料集成第三卷 一向一揆』(同朋社出版 1983)
- 「中下臈検断之引付」: (田中稔 1974)
- 「公文所要録」: 田中稔・永野温子「〔資料紹介〕薬師寺上下公文所要録」(『史学雑誌』

79-5, 1970年)

『大乗院寺社雑事記』：辻善之助編/増補続史料大成 第26～37巻（臨川書店）

『日本史』：ルイス・フロイス/松田毅一・川崎桃太訳（中央公論社1977-1980）

『ヨーロッパ文化と日本文化』：ルイス・フロイス/岡田章雄訳（岩波文庫1991）

- 
- \*1 <http://hyakugo.kyoto.jp/hyakuwa/biblio> が東寺関係の文献を網羅的に掲載している。上久世荘の関係文献についてはこれを参照されたい。同荘の検断問題を論じた仕事には、志賀節子の論考がある（志賀1987）。
- \*2 中世史研究の分野では、民衆の「家」の成立を論じる議論には、異なる2つの系統が存在する。一つは、院政期に登場する農民的小経営（在家）の成立を論じるタイプ、もう一つが、近世的な直系家族形態の「家」の成立を論じるタイプである。院政期に農民的な小経営が一定の自立をとげたという見解は、中世史研究の通説的な理解であって（戸田1967, pp.391-395など）、飯沼賢司（飯沼2004）の一連のイエ論は前者の類型に属する。一方、坂田聡（坂田1997）は近世的な「家」の形成を論じ、その出発点を中世後期にもとめた。両系統の「家」論は、これまでほとんど接点をもたず別個に論じられてきた。
- \*3 親子2世代夫婦不同居の慣行を説明する論理として、高群逸枝の「カマド禁忌」（異なる氏族との同火同居の禁忌）がある（高群1966, p.370）。食事にかかわる火やカマドは、多くの民族で家族の象徴としてとくに重視されてきた（中根1970）。高群は、母系家族や招婚婚が存在する理由として「カマド禁忌」をみいだした。ただし栗原弘によると、平安時代の史料には「同火禁忌」の概念はみえず、高群はこの概念を山中太郎や大間知篤三などの民俗学の業績から学んだと推測している（栗原1994, p.113）。
- \*4 納入を命じた康正2年5月26日の配符（東百ミ112）には、「造内裏并常御所御新造料棟別事」とみえ、棟別110文を賦課している。
- \*5 『史料京都の歴史 第13巻 南区』（平凡社1992, pp.507・514）。上久世は「大荘」（鎮守八幡宮供僧評定引付）寛正6年9月4日条（東百ね8）といわれる。上久世村の村高は、川島村（1295石余）・下桂村などにつぎ、西岡の村では大きな部類に

- 属する（『史料京都の歴史 第15巻 西京区』平凡社1994）。
- \*6 南禅寺のケン都寺が突侍者の道具等について申し入れをしており、大慈庵は南禅寺末とみられる（「鎮守八幡宮供僧評定引付」寛正5年9月15日条〈東百ね6〉）。
- \*7 「下久世莊先式事、就<sub>(職)</sub>徳政土一揆之儀、為<sub>レ</sub>悪党<sub>レ</sub>間、可<sub>レ</sub>私<sub>レ</sub>地下<sub>レ</sub>之由、以前以<sub>レ</sub>内談之儀、被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>書下<sub>レ</sub>之処、彼者之事者逐電仕候」（「鎮守八幡宮供僧評定引付」文明12年11月25日条〈東百ね22〉）とみえる。なお、悪党許容の罪を問われた華藏庵住持が、還住を赦されたさいにだした請文がある（文明16年10月日「花藏庵住持乾潤請文」〈東百そ77〉）。
- \*8 高島氏は伊勢氏の「西岡御被官」の一人にみえ（『親元日記』寛正6年11月3日条〈続史料大成第11巻, p.16〉）、高島安貞は蝸川式部に取り次ぎを頼んでいる（寛正2年2月11日「高島安貞書状」〈東百せ63〉）。高島安貞の主人にあたる御屋形は伊勢貞親であろう。
- \*9 ここの兄弟「同家」という居住のあり方が、特異な例外に過ぎないのか、あるいは、一般荘民との階層差によるものなのかは、事例が少なく、現段階では判断を留保しておきたい。
- \*10 逆に、「親之無沙汰者、其之子懸申者、無<sub>(法)</sub>隠大方候」（〔享徳元年〕8月日下久世莊住人等目目安〈東百を481〉）とあって、親の未進は子の懸けるのが大法とされる。これは子が親の財産を相続する存在とみなされたからだろう。
- \*11 『中世政治社会思想 下』（日本思想大系22, 岩波書店1981, pp.240-41）
- \*12 1600年前後の畿内地方でも、屋敷地をもたない層が半数を超えていたという（宮川1983, 友部2007, pp.31-33）。
- \*13 独立の建物もしばしば「座敷」と表現された（後藤2002, p.41）。
- \*14 こうした家族の住まい方は、近世以降の「家」を見慣れた目にはやや常識的に感じられるが、貴族社会でも中世後期になって現れたものであって（後藤2002）、中世家族の一つの達成と評価しなければならない。
- \*15 点線をつないだものは推測による。官途の継承関係や通字、登場時期などから判断した。なお、最近の成果に高木（2015）がある。
- \*16 「鎮守八幡宮供僧評定引付」永正14年〈東百ね49〉。永正13年4月22日「室町幕府奉行人連署奉書」〈東百二166〉）。
- \*17 左衛門五郎（光長）・孫次郎（光貞）に譲与した。光貞は、他の文書では「弥次郎



- 光貞」（東百を 401）や「九郎次郎光貞」（東百キ 138）とみえる。
- \*18 彼が官途名を名乗らず終生仮名で通したことが、その一因である。通字や状況的証拠から推測した。
- \*19 文亀 2 年「上久世荘年貢未進徴符」（東百リ 234）に、利倉孫二郎方として未進 13 石余がみえる。また「利倉新三郎帳」<sup>（安弘）</sup>では、孫二郎方が負担する年貢は 27 石余とされる（年未詳「上久世荘諸名主本役并公文公事数注進状写」〈教王 2212 号〉）。
- \*20 この「名主分」は東寺支配下の「本役地」をさすとみられるので（田中倫子 1979, pp.9-10）、利倉俊元の「抱分」の全体ではないとみられる。
- \*21 領主階級の女性の場合については、夫婦独立的な経営や（西村 2002・2009）、夫婦の別棟居住、別々の食事の事例が紹介されている（菅原 2009）。
- \*22 坂田聡は、本家から分家が出し、わかれた分家が本家と同等のステータスをもつという図式で理解する（坂田 1997, pp.154-58）。一方、漢族社会では、同格の兄弟の分家をあたかも細胞分裂のように捉え、兄の家を本家とするような認識とは無縁であった。室町期の村落社会が、本家と分家という区別自体があまり意味をもたない、あるいは存在しない社会であった可能性も考えてみるべきだろう（西谷 2006, pp.507-10）。なお、こうした検討を進めるうえで、歴史人口学的手法を用いて近世東北の村落を分析した、平井晶子の仕事が見事に富む（平井 2008, pp.73-89）。
- \*23 事例⑬の下久世荘公文方の下女はその可能性がたかい。
- \*24 東百し 156、文明 9 年 4 月 5 日「乗観祐成請文」。東百し 157、文明 9 年 4 月 5 日「職掌与三次郎国次請文」。寺家被官どうしが主従関係を結ぶことは禁止されていた。
- \*25 昼夜の区別ない使役は、時として肉体的な労苦をとまなう。表 5 の下人たちの家は小さい。下人の道をとる者には、若者や経済的に恵まれぬ層が多かったのではない。また、村の下人よりも上の階層になるが、末子であったために財産のかわりに親から痺れを譲られた狂言「痺り」の太郎冠者もこれに通じるケースといえよう（『日本古典全書 狂言集』（上））。
- \*26 公文寒川氏の城がある（長享 2 年 2 月 16 日「上久世荘寒川家光書状」〈東百を 312-3〉）。また、下久世にも下司大江氏の城があった。城の跡地にある祐楽寺に久世実綱の位牌が伝わるが（山下 1986, pp.177）、この実綱は石熊丸の叔父八郎（大江実綱）その人であろう（応永 24 年 11 月 5 日「大江石熊丸代実綱下久世荘下司職

- 条々請文」〈東百辛 71〉。「鎮守八幡宮供僧評定引付」応永 24 年 12 月 2 日条〈東百ワ 32〉)。
- \*27 他家に身をよせる者である。久世荘の関係史料では検出できなかったが、中世社会において寄宿人の存在は珍しくない。宿主の住宅が検断対象となる「寄宿の咎」という罪科もあった(勝俣 2011)。
- \*28 東百を 186、宝徳 3 年 10 月 7 日「華蔵庵雑具以下目録」。東百を 187、同前「彼方寿阿弥注進建具畳注文」。東百を 188、同前「彼方寿阿弥注進庫裏雑具注文」。東百を 558、「御さうたう道具注文」。宝徳 3 年に華蔵庵は坊主が改替され、打渡のため坊舎・雑具の注進状が作成された(宝徳 3 年 10 月 23 日「高橋定蔵奉書案」〈東百を 189〉)。華蔵庵には客殿・庫裏のほか複数の建物が存在した。伊藤鄭爾はこのなかにみえる藁屋・板屋を農家の例としたが(伊藤 1956, pp.135-37)、華蔵庵の建物のひとつとみられる。
- \*29 検断沙汰で解体された一軒が「多福庵名主職之地上」にあった(「鎮守八幡宮評定引付」寛正元年 12 月 18 日条〈東百ね 2〉)。名主職の下地は畠地であろう。
- \*30 上久世荘で「住屋なき者」が一例しか検出できないのは、それが本来的に住宅検断の対象外だったからだろう。一方、薬師寺がこうした案件まで厳格に対応した背景には、戦国期における検断「義務」観念の強まりがあったと考えられている(前川 2004)。
- \*31 東百ワ 46、「鎮守八幡宮供僧評定引付」永享 3 年 10 月 25 日、同 4 年 4 月 5 日・6 月 21 日条。教王 1144 号、永享 3 年 12 月 27 日「上久世荘年貢算用状并未進徴符」。なお、逐電した与藤五・孫七・孫八は程なく帰住し、再び「作職」をえている(永享 4 年 11 月 29 日「上久世荘年貢算用状并未進徴符」〈東百ケ 125〉)。永享 5 年 12 月 30 日「上久世荘流田注進状」〈東百ミ 93-2〉)。「作職」獲得のハードルは、そう高くなかったとみられる。
- \*32 『重要文化財箱木家住宅(千年家)保存修理工事報告書』(文化財建造物保存技術協会編集, 1979 年。『日本の民家重要文化財修理報告書集成 第 6 巻』東洋書林 2000, に収録)。箱木家住宅は、下屋廻りを大壁として室内に取り入れる構造となっていた(室内は桁行 1139.1 cm・梁間 842.3 cm)。なお、箱木家の建築年代はこれまで室町後期と推測されてきたが、放射性炭素年代調査をふまえて、鎌倉後期または室町前期とする説がだされた(中尾七重・宮澤智士「千年家の放射性炭素年代調

- 査：箱木家住宅と古井家住宅』『日本建築学会大会学術講演梗概集（近畿）, 2014年）。
- \*33 父左衛門入道の死後、残された母子が馬場田をしばらく耕作したが、その後、地主の「手作」となった（『馬場田農事日記』〈図書寮叢刊『壬生家文書』304号））。父の死亡による家族労働力の減少に対応して、「作職」を地主に「上表」（返還）したのだろう。
- \*34 8月12日条に書き継がれているが、実際に記されたのは10月2日以降である。
- \*35 教王1645号、長禄3年12月2日「上久世荘年貢米散用状」。教王1646号、長禄3年12月11日「上久世荘藁・糠散用状」。長禄2年度の未進徴符（東百そ56・教王1629号）ではともに「式部」だが、長禄3年分散用状では「式部／道文」と別名でみえる。利倉式部（貞光）・法名道文は入道したてで両方のよばれ方をしたのだろう。表6は道文でとった。
- \*36 より中世に近い時期の資料として近世初頭の九州における人口調査資料（小倉藩人畜改帳）があるが（速水1968, pp.71-113）、資料中に女子や老年、年少者についての年齢記載の不備があるため、これは利用しなかった。
- \*37 速水は、他にも長期のデータが入手可能な個別農村について年齢階層別構成を分析している（信濃国諏訪郡横内村・尾張国海西郡神戸新田など）。本稿ではこれら事例は利用しなかったが、時期的な人口構成の変遷は信州諏訪郡とおおむね一致する（速水1973・1992）。
- \*38 判明している上久世の男子人口は15-60歳となっており、諏訪郡のデータ16-60歳にたいして1歳の差が存在するが、ここでは考慮しないものとする。なお、上下久世荘の男子人口データは、若干の記載漏れがあったと仮定して1割増しにて計算している。
- \*39 前稿（西谷2015）で反収13.89斗（近世に換算して11.54斗）としたのは誤記である。推定反収13.848斗で、小数点下3桁目を四捨五入して13.85斗（近世換算11.54斗）が正しい。なお、「近世に換算して11.54斗」とは、近世の1反において現升11.54斗の収穫を意味する。
- \*40 永正4年「山城国上久世庄散用帳」（東百の50）は田数57町2反210歩で、米生産高を現升で780.477石と推計した（西谷2015）。ちなみに、1341年の面積から推算した生産高は771.71石をえた。両数値ともに、15世紀前期ごろの生産高を表すものと考えている。

- \*41 瀧本誠一編 (1916)『日本経済叢書 巻21』日本経済叢書刊行会, pp.353-55。
- \*42 大蔵省編 (1926)『大日本租税志 第1冊 (復刻版)』朝陽会, pp.10-11; 235-36; 239-42。
- \*43 延宝6 (1678)年3月幕府検地条例は1歩を6尺1分平方とし、「地方凡例録」や貞享3 (1686)年検地条例は6尺平方とする。両者の誤差は約0.3%だから、本稿では6尺平方で計算した。
- \*44 この数値は現在も改訂作業が続いており、最新の推計値は3068万石となっているが、ここでは公表された値を採用した。
- \*45 この全国石高には対馬・壹岐は含まれないが、その全国における生産量の割合はきわめて低いと考えられるため、ここでは補正をしなかった。中村 (1968)による明治期初頭の農産表の石高換算値では、全国値が4684万石で、対馬・壹岐の合計が7.8万石である。両国の生産量は全国の約0.17%にすぎない。
- \*46 なお、新推計は林業・水産業も含むと仮定しており、ここからその分を差引いた値 (2551万石)と比較すれば、新推計は太閤検地データの約1.38倍になる (林水産業については、明治期初頭の農林業と林水産業の比をあてはめて計算した)。
- \*47 斎藤修の未公表推計はFarris (2006, p.170)に引用されている。なお、「太閤検地石高=生産高」説をとると、上久世荘の1人あたり生産量は2.05石となる。
- \*48 フロイス『ヨーロッパ文化と日本文化』(岩波文庫, pp.50-51)、コリヤード『懺悔録』(岩波文庫, p.57)、『日本巡察記』(平凡社・東洋文庫229, p.19)など。
- \*49 これについては、西谷「中世名主の家族戦略」で論じる予定である。なお、「屋敷地共住集団」とは、水野浩一が名づけたタイ農村の特有の家族形態であるが、近世初期の日本にも類似の親族的な農業経営集団が存在したことを斎藤修が論じた (斎藤1988)。
- \*50 「駒井日記」文禄2年12月14日条 (『愛知県史資料編13』pp.379-81)。
- \*51 ファリス推計の上限値と下限値の平均値にて計算した。

表7 永正4年上久世荘散用帳の田地面積と本役・分米高

| 名 請 人      | 本 役 地 |                       |                       | 分 米 地 |                       |                       | 田地合計                  | 備 考   |
|------------|-------|-----------------------|-----------------------|-------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------|
|            | 公事    | 面 積                   | 本役高                   | 公事    | 面 積                   | 分米高                   |                       |       |
| 01 西方分     |       | 76.090 <sup>反 歩</sup> | 29.326 <sup>石 合</sup> | 6     | 15.300 <sup>反 歩</sup> | 15.967 <sup>石 合</sup> | 92.030 <sup>反 歩</sup> | 利倉安俊  |
| 02 太郎左衛門方分 | 1     | 12.240                | 4.235                 | 11    | 26.300                | 27.080                | 39.180                | 和田光俊  |
| 03 新左衛門方分  | 2     | 6.000                 | 1.901                 | 1     | 32.000                | 34.934                | 38.000                | 寒川宗光  |
| 04 三郎五郎方分  |       |                       |                       | 6     | 23.120                | 22.776                | 23.120                | 利倉    |
| 05 大宝庵分    |       | 16.120                | 6.375                 |       | 2.000                 | 2.200                 | 18.120                |       |
| 06 太郎衛門分   | 3     | 9.000                 | 3.440                 | 6     | 7.180                 | 7.734                 | 16.180                |       |
| 07 華藏庵     | 1     | 14.300                | 7.101                 |       |                       |                       | 14.300                |       |
| 08 左衛門五郎方分 | 5     | 7.030                 | 2.478                 | 2     | 7.240                 | 8.067                 | 14.270                | 和田光長  |
| 09 藏王堂分    | 8     | 14.240                | 6.398                 |       |                       |                       | 14.240                |       |
| 10 浄祐与三郎分  |       | 4.000                 | 1.672                 | 5     | 10.000                | 10.668                | 14.000                |       |
| 11 藤五郎方分   |       | 9.030                 | 3.830                 | 0.5   | 4.120                 | 4.517                 | 13.150                | 恋川清景  |
| 12 彦衛門分    |       | 1.120                 | 0.465                 | 5     | 10.000                | 11.100                | 11.120                |       |
| 13 彦太郎分    |       | 1.000                 | 0.400                 | 2     | 10.000                | 10.851                | 11.000                |       |
| 14 慈眼庵分    |       | 11.000                | 4.838                 |       |                       |                       | 11.000                |       |
| 15 新三郎方分   | 5     | 8.060                 | 2.5776                |       | 2.000                 | 2.000                 | 10.060                | 利倉安弘  |
| 16 衛門九郎分   |       |                       |                       |       | 9.120                 | 9.750                 | 9.120                 |       |
| 17 弥次郎方分   |       | 5.120                 | 1.980                 |       | 3.300                 | 4.218                 | 9.060                 | 和田光貞  |
| 18 次郎五郎分   |       | 1.000                 | 0.800                 | 5     | 8.000                 | 8.234                 | 9.000                 |       |
| 19 助三郎分    |       |                       |                       | 6     | 9.000                 | 9.400                 | 9.000                 |       |
| 20 孫左衛門方分  | 1     | 3.000                 | 1.495                 | 2     | 5.300                 | 6.267                 | 8.300                 | 利倉弘盛  |
| 21 弥五郎方分   |       | 5.000                 | 2.381                 |       | 3.120                 | 3.734                 | 8.120                 | 利倉貞盛  |
| 22 次郎左衛門方分 |       | 1.000                 | 0.540                 | 1     | 7.120                 | 7.617                 | 8.120                 | 恋川久弘  |
| 23 孫三郎方分   |       |                       |                       | 4     | 8.060                 | 8.674                 | 8.060                 | 利倉俊盛  |
| 24 徳昌庵分    | 1     | 4.240                 | 2.057                 |       | 2.120                 | 2.567                 | 7.000                 |       |
| 25 岡方分     | 2     | 5.000                 | 3.466                 |       | 2.000                 | 2.200                 | 7.000                 | 下久世   |
| 26 妙道分     |       |                       |                       | 2.5   | 6.300                 | 7.287                 | 6.300                 |       |
| 27 太郎次郎分   |       |                       |                       | 2     | 6.180                 | 7.098                 | 6.180                 |       |
| 28 弥五郎分    |       |                       |                       | 2     | 6.120                 | 6.904                 | 6.120                 |       |
| 29 彦次郎分    |       |                       |                       | 5     | 6.000                 | 6.501                 | 6.000                 |       |
| 30 道浄分     |       | 6.000                 | 2.873                 |       |                       |                       | 6.000                 |       |
| 31 藏春庵分    | 1     | 5.240                 | 2.541                 |       |                       |                       | 5.240                 | 寺戸    |
| 32 左衛門分    |       |                       |                       | 3     | 5.240                 | 6.167                 | 5.240                 |       |
| 33 次郎衛門分   |       |                       |                       | 5     | 5.240                 | 6.117                 | 5.240                 |       |
| 34 弥太郎分    |       |                       |                       | 1     | 5.120                 | 5.868                 | 5.120                 |       |
| 35 西方分     |       |                       |                       | 5     | 5.000                 | 4.650                 | 5.000                 |       |
| 36 福寿庵分    | 3.5   | 4.300                 | 1.441                 |       |                       |                       | 4.300                 | 下久世   |
| 37 孫九郎方分   |       | 4.120                 | 2.102                 |       |                       |                       | 4.120                 | 長谷川光重 |
| 38 右近分     |       |                       |                       | 2     | 4.120                 | 4.334                 | 4.120                 |       |
| 39 藤五郎分    |       |                       |                       |       | 4.000                 | 4.341                 | 4.000                 |       |

| 名 請 人       | 本 役 地 |         |          | 分 米 地 |         |         | 田地合計    | 備 考    |
|-------------|-------|---------|----------|-------|---------|---------|---------|--------|
|             | 公事    | 面 積     | 本役高      | 公事    | 面 積     | 分米高     |         |        |
|             |       | 反 歩     | 石 合      |       | 反 歩     | 石 合     | 反 歩     |        |
| 40 弥九郎方分    |       |         |          |       | 3.240   | 4.034   | 3.240   | 長谷川光広カ |
| 41 次郎三郎分    |       |         |          | 1     | 3.240   | 3.967   | 3.240   |        |
| 42 井上方分     |       | 3.240   | 2.213    |       |         |         |         |        |
| 43 かわし彦九郎分  |       | 1.120   | 0.720    | 1     | 2.000   | 2.200   | 3.120   |        |
| 44 九郎太郎分    |       |         |          |       | 3.120   | 3.667   | 3.120   |        |
| 45 衛門三郎分    |       |         |          | 2     | 2.300   | 2.950   | 2.300   |        |
| 46 治部方      |       | 0.240   | 0.360    |       | 2.000   | 2.150   | 2.240   |        |
| 47 源三方分     | 1     | 2.000   | 0.950    |       | 0.120   | 0.300   | 2.120   | 和田光実   |
| 48 かい次郎五郎分  |       |         |          | 2     | 2.120   | 2.434   | 2.120   |        |
| 49 新五郎方分    |       | 0.180   | 0.400    |       | 1.240   | 1.667   | 2.060   | 和田行貞   |
| 50 徳寿庵分     |       | 2.060   | 0.605    |       |         |         | 2.060   |        |
| 51 半圃四郎次郎分  |       |         |          |       | 2.000   | 2.300   | 2.000   |        |
| 52 池内分      |       | 2.000   | 1.600    |       |         |         | 2.000   |        |
| 53 弥六方      |       |         |          |       | 2.000   | 1.100   | 2.000   |        |
| 54 左近分      |       |         |          |       | 2.000   | 2.200   | 2.000   |        |
| 55 けつ彦次郎    |       |         |          | 2     | 2.000   | 2.200   | 2.000   |        |
| 56 にし藤二郎分   |       |         |          | 2     | 2.000   | 2.050   | 2.000   |        |
| 57 源三郎      |       |         |          |       | 2.000   | 1.900   | 2.000   |        |
| 58 はは弥三郎分   |       |         |          |       | 2.000   | 2.050   | 2.000   |        |
| 59 半圃与一方分   |       |         |          |       | 2.000   | 2.000   | 2.000   |        |
| 60 ぶ弥五郎分    |       |         |          | 2     | 2.000   | 2.200   | 2.000   | 茶屋     |
| 61 兵部分      |       |         |          | 2     | 1.300   | 2.017   | 1.300   |        |
| 62 兵衛太郎分    |       |         |          | 1     | 1.240   | 1.834   | 1.240   |        |
| 63 下久保又三郎跡  |       | 1.180   | 0.558    |       |         |         | 1.180   |        |
| 64 慈宗分      |       | 1.060   | 0.300    |       |         |         | 1.060   |        |
| 65 伊勢講田分    |       | 1.000   | 0.291    |       |         |         | 1.000   |        |
| 66 かわし小太郎分  |       |         |          |       | 1.000   | 1.000   | 1.000   |        |
| 67 孫太郎分     | 1     | 1.000   | 0.350    |       |         |         | 1.000   |        |
| 68 石原三郎五郎分  |       | 1.000   | 0.500    |       |         |         | 1.000   |        |
| 69 次郎三郎分    |       |         |          |       | 1.000   | 1.100   | 1.000   |        |
| 70 古寺       |       | 1.000   | 0.500    |       |         |         | 1.000   |        |
| 71 東頭田分     |       | 1.000   | 0.324    |       |         |         | 1.000   |        |
| 72 西頭田分     |       | 1.000   | 0.319    |       |         |         | 1.000   |        |
| 73 半圃次郎分    |       |         |          |       | 1.000   | 1.150   | 1.000   |        |
| 74 はは与次郎分   |       |         |          |       | 0.240   | 0.667   | 0.240   |        |
| 75 谷次郎衛門方跡分 |       |         |          |       | 0.240   | 0.500   | 0.240   |        |
| 76 対馬跡分     |       |         |          |       | 0.120   | 0.334   | 0.120   |        |
| 77 乘泉分      |       | (畠)     | 0.088    |       |         |         | —       |        |
| 78 北庵分      |       | (畠)     | 0.050    |       |         |         | —       |        |
| 合 計         | 35.5  | 258.090 | 104.8906 | 104   | 314.120 | 329.843 | 572.210 |        |

〔出典〕東百の50、永正4（1507）年「上久世莊散用帳」。